

相良村男女共同参画計画

(第3次)

【素案】

令和8年1月現在

熊本県 相良村

目次

第1章 相良村男女共同参画計画策定の概要 -----	1
1. 策定の趣旨 -----	1
2. 世界の動向 -----	3
3. 国の動向 -----	5
5. 県の動向 -----	7
4. 計画の策定体制 -----	8
第2章 相良村の現状 -----	9
1. 人口等の状況 -----	9
2. 雇用・就労の状況 -----	12
3. 相良村の女性の参画状況 -----	16
4. アンケート調査結果 -----	22
5. 計画の数値目標達成状況について -----	52
第3章 計画の基本的な考え方 -----	53
1. 計画の基本理念 -----	53
2. 計画の基本目標 -----	55
3. 計画の重点目標 -----	56
重点目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり -----	56
重点目標2 男女が共に参画する社会づくり -----	56
重点目標3 健康で安心して暮らせるむらづくり -----	56
重点目標4 女性が活躍し男女が共に働きやすい環境づくり -----	56
重点目標5 男女におけるあらゆる暴力の根絶 -----	56
4. 施策の体系 -----	57
第4章 具体的な取組 -----	58
第5章 計画の数値目標 -----	77
第6章 計画の推進体制 -----	78
1. 推進体制 -----	78
2. 計画の進捗管理 -----	78

第1章 相良村男女共同参画計画策定の概要

1. 策定の趣旨

(1) 男女共同参画社会とは

「男女共同参画」とは、単に男女が共に活動に参加するだけではなく、方針の決定・企画に加わるなど、より主体的・積極的に関わっていくことを表します。そして、社会のあらゆる分野で男女が共に参画し、均等に利益を享受できる「男女共同参画社会」の形成は、世界的に重要な課題とされており、日本でも男女共同参画社会の形成に向けた取組が行われています。

(2) 男女共同参画計画策定の背景と目的

国は、平成11年に、「男女共同参画社会基本法」を施行しました。その中で男女共同参画社会について、「少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくために、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが重要である」とし、市町村に対しては、当該市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である「市町村男女共同参画計画」の策定を努力義務として定めています。

本村では、平成19年に相良村における男女共同参画社会の推進に関し、村民の意見や要望を聞く場として、「相良村男女共同参画社会推進懇話会」を設置、平成24年に「相良村男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進してきました。

この度、令和4年に策定した「相良村男女共同参画計画（第2次）」の計画期間が終了することに伴い、これまでの市の取組を検証し、市民の意識や社会情勢の変化等をとらえるとともに、新たな課題への取組を進めていくために、「相良村男女共同参画計画（第3次）」を策定します。

(3) 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定します。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（通称：DV防止法）」に定める「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）」に定める「市町村推進計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（通称：女性支援新法）」に定める「市町村基本計画」を包含する計画として策定します。

【根拠法令等（抜粋）】

男女共同参画社会基本法（第14条第3項）

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第2条の3第3項）

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（第6条2項）

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（第8条3項）

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化等により変更が必要となる場合は、適宜見直しを行います。

2. 世界の動向

(1) 計画とSDGsの関連

平成27年の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標))」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた令和12年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

アジェンダの前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント7を達成することを目指す」とあり、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的でもあることが示されています。また、掲げられた17の目標の1つとして「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が位置づけられています。

【SDGs 17の目標】



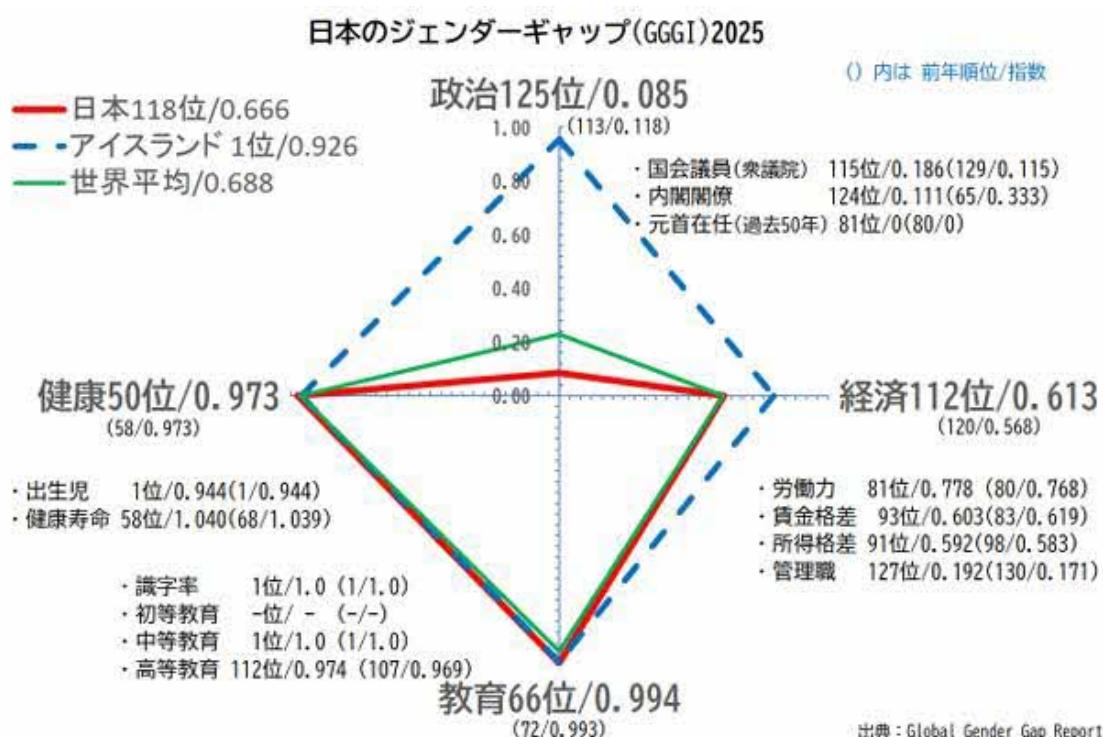
(2) ジェンダーギャップ指数 (GGGI)

令和7年6月12日に世界経済フォーラム（WEF : World Economic Forum）が各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数（GGGI : The Global Gender Gap Index）を発表しました。この指数は、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

令和7年の日本のスコアは0.666、順位は148か国中118位となっています。前年のスコア（0.663）と比べるとわずかに上がっているものの、順位に変化はありませんでした。

1位のアイスランドと比較しても、教育、健康の分野では大きな差はみられませんが、経済、政治の分野では世界平均を下回っている状況です。

令和7年GGGI（全148か国）					
順位	国名	ギャップ指數	順位	国名	ギャップ指數
1	アイスランド	0.926	7	モルドバ共和国	0.813
2	フィンランド	0.879	8	ナミビア	0.811
3	ノルウェー	0.863	9	ドイツ	0.803
4	イギリス	0.838	10	アイルランド	0.801
5	ニュージーランド	0.827	⋮	⋮	⋮
6	スウェーデン	0.817	118	日本	0.666



3. 国の動向

(1) 第6次男女共同参画基本計画の策定に向けて

国は、令和2年の12月、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画実現に向けた基本的な考え方・方向性等を定めた「第5次男女共同参画基本計画」（以下、「第5次計画」という。）を策定しました。

第5次計画期間満了に伴い、第6次男女共同参画基本計画（令和8～令和12年度）策定に向け、「多様な幸せ（well-being）の実現」を掲げ、①ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方、②政策・方針決定過程への女性参画の拡大、③女性の所得向上と経済的自立、④ハラスメント防止、⑤教育・メディア等を通じた意識改革、⑥防災・復興における男女共同参画の徹底等を重点として整理しています。とりわけ、地域における推進（女性にも選ばれる地域づくり、地域活動の男女共同参画、官民連携の強化）、各種制度の見直し、学習・広報の充実、国際協調の推進が明確化されています。

第6次男女共同参画基本計画の概要

基本的な考え方の構成

第1部 基本的な方針

第2部 政策編

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

第1分野 ライフステージに応じてすべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現

第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第3分野 女性の所得向上と経済的自立の実現

第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援

第5分野 テクノロジーの発展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進

第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の支援

第10分野 男女共同参画の視点に立った各諸制度の整備

第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第12分野 男女共同参画に関する校区差的な協調及び貢献

III 計画推進のための体制の整備・強化

(2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

理解法は、「すべての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権が享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの基本理念に基づいて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会実現に資することを目的としています。

(3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）

従来の売春防止法（目的：売春をなすおそれのある女子の保護更生）に基づく「婦人保護事業」という限定された女性支援のあり方から脱却・転換し、令和4年5月に「女性支援新法」が成立、令和6年4月から施行されました。生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、様々な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して自立した暮らしができる社会の実現に寄与することを目的としています。

5. 県の動向

熊本県では、平成6年に「ハーモニープランくまもと」（計画期間：平成6～平成12年度）を策定し、性別にかかわりなくすべての人がその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を目指すための総合指針として取組体制を確立しました。

その後、平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号。）に基づき、平成13年3月、県における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画となる「熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」（平成13～平成17年度）を策定し、同年12月には「熊本県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」を制定し、平成18年、平成23年、平成28年度と3回の改訂を経て、令和3年度からは、第5次熊本県男女共同参画計画（令和3～令和7年度）により、計画的かつ総合的に施策及び事業を実施してきました。

第5次熊本県男女共同参画計画の期間満了に伴い、第6次男女共同参画基本計画やこれまでの成果と課題、社会経済情勢の変化等を踏まえ、「第6次熊本県男女共同参画計画（令和8～令和12年度）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて更なる取組を推進することとしています。

第6次熊本県男女共同参画計画の施策の体系

【キャッチフレーズ】

「そういうもんだ」はもう終わり。自分のスタイルで挑戦できる熊本へ

基本方針1 多様な幸せ（well-being）の実現に向けた価値観の醸成

- (1) ライフステージに応じてすべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- (2) あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 女性の所得向上と経済的自立の実現
- (4) 農林水産業における男女共同参画の推進
- (5) 生涯を通じた男女の健康への支援
- (6) ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- (7) 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- (8) 防災・復興における男女共同参画の推進

基本方針2 自分らしく生きられる社会環境の整備・充実

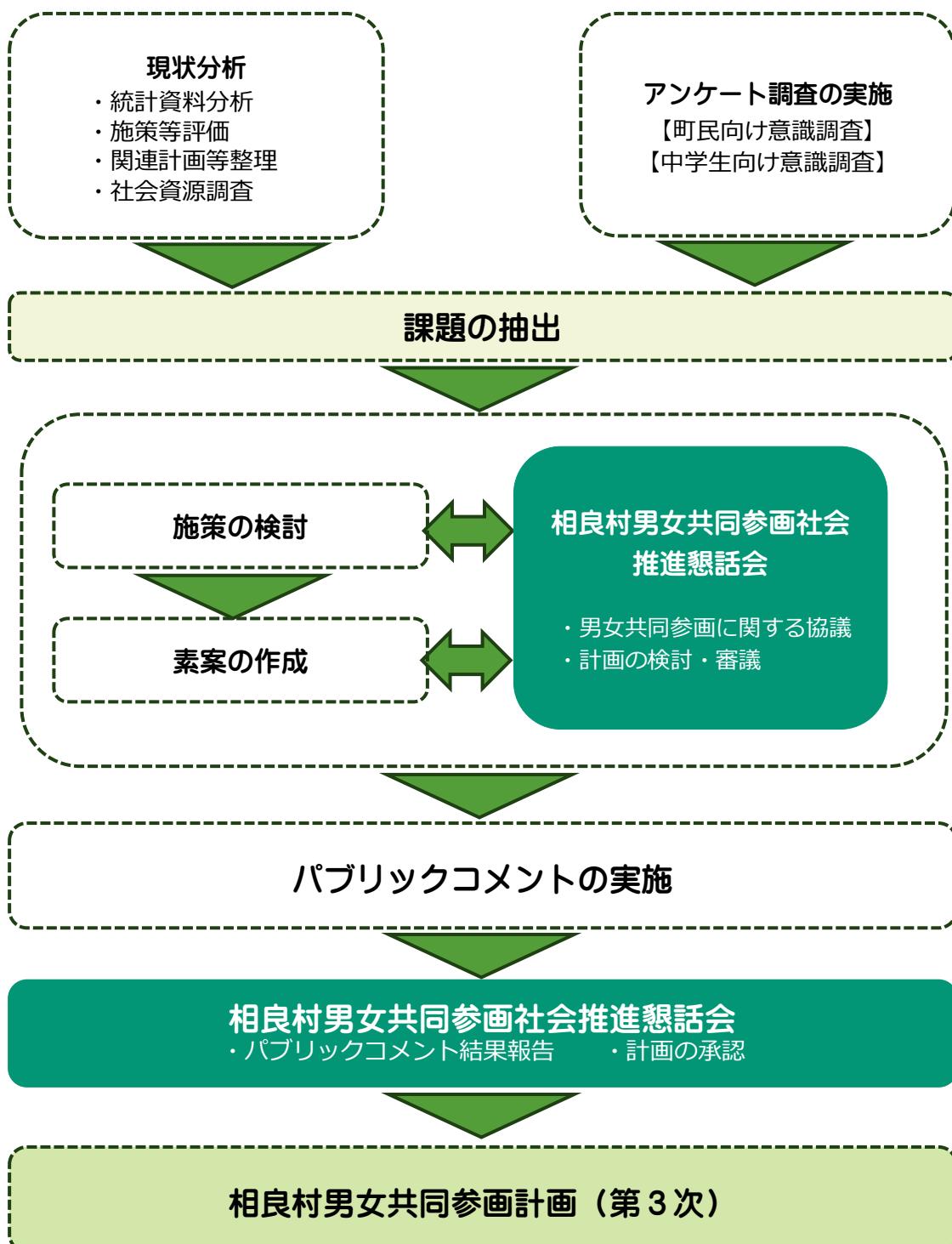
- (1) 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の支援
- (2) 男女共同参画の視点に立った各諸制度の整備
- (3) 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

基本方針3 計画推進のための体制の整備・強化

- (1) 県・市町村の推進体制の強化、国との連携
- (2) 企業や各種団体等との連携

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、村民参画による計画づくりを行うとともに、地域の課題と実情を反映することが必要であるため、相良村の男女共同参画に関する事項の協議を行う相良村男女共同参画社会推進懇話会にて、計画の検討、審議を行いました。



第2章 相良村の現状

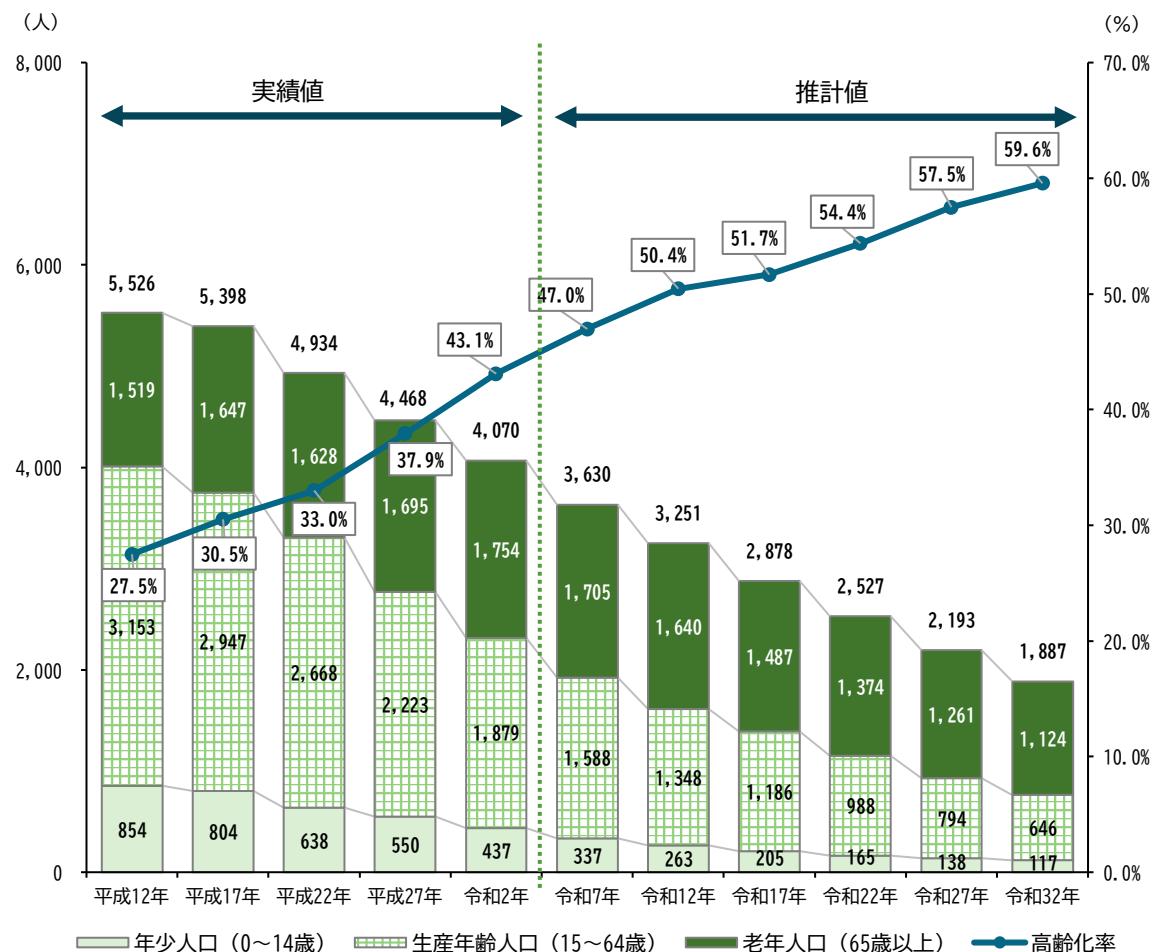
1. 人口等の状況

(1) 人口推移

本村の総人口は、平成 12 年の 5,526 人から令和 2 年には 4,070 人と約 26% 減少しています。

年齢 3 区別にみると、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は年々減少し。老年人口（65 歳以上）は令和 2 年の 1,754 人をピークに、減少傾向を示しています。

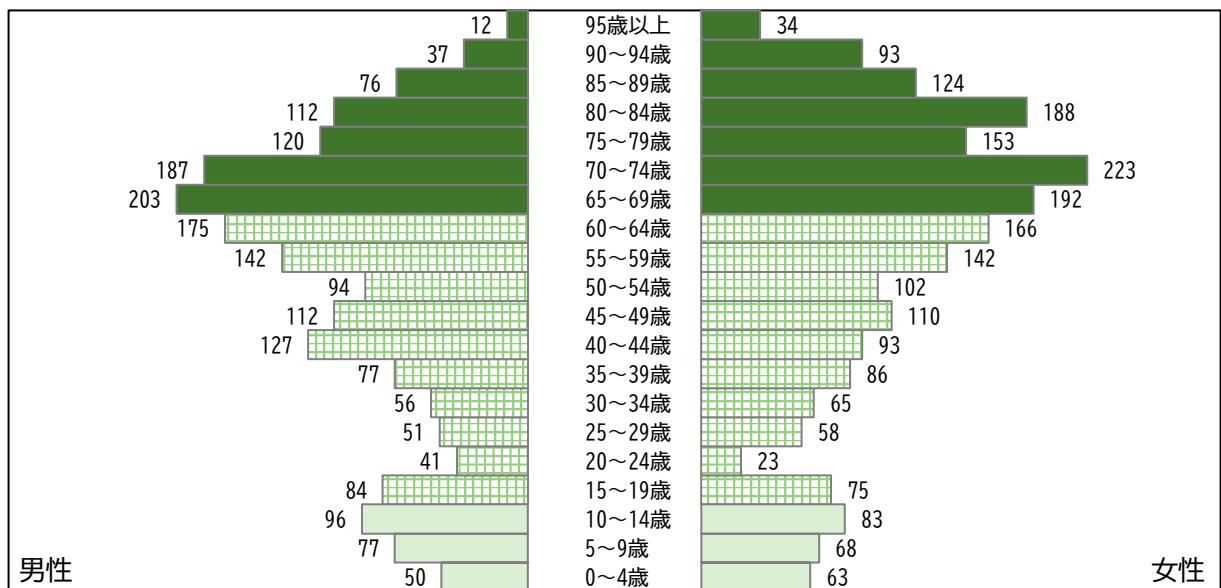
また、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、今後も人口は減少し、令和 32 年には、1,887 人まで減少すると予測されています。老年人口（65 歳以上）も令和 7 年以降も減少する予測ですが、総人口に占める割合は増加し、令和 32 年の高齢化率は 59.6% と、ますます少子高齢化が進むことがうかがえます。



平成 12 年～令和 7 年出典：国勢調査
令和 12 年以降出典：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 年齢別人口

令和2年の本村の年齢別人口推計は、男性 65~69 歳の層が、女性 70~74 歳の層が最も多くなり、高齢化が進行している状況がうかがえます。また、子育て世代や子育てを控えた世代にあたる 20~29 歳の層が、他の層と比較して少なくなっていることがわかります。

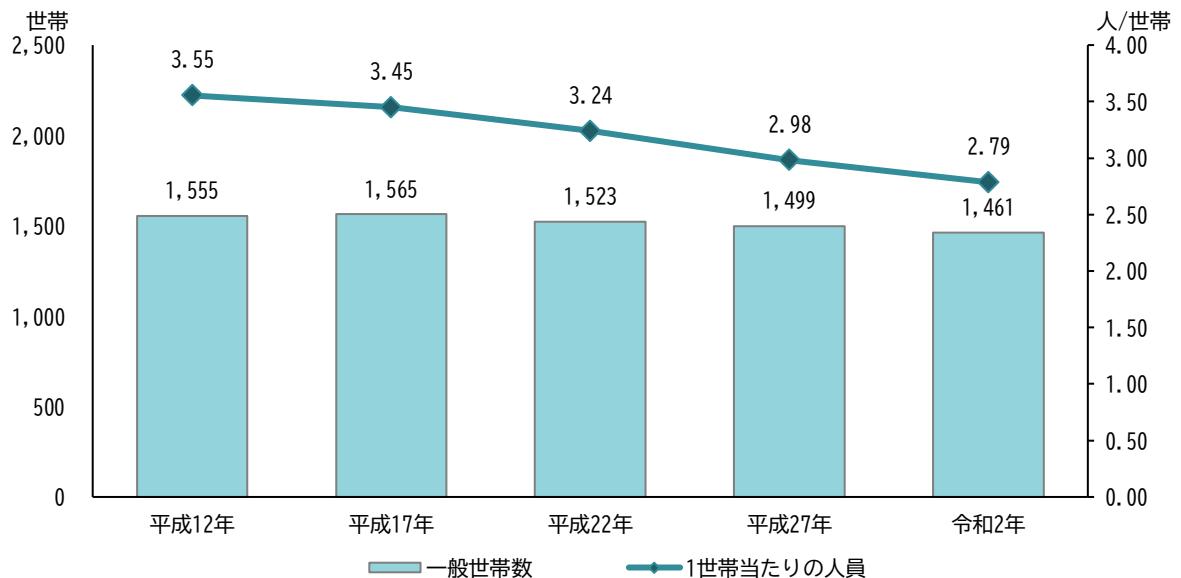


出典：令和2年国勢調査

(3) 世帯数

本村の一般世帯数は年々減少傾向で、令和2年は 1,461 世帯と、20 年前の平成 12 年の世帯数から約 100 世帯減少しています。

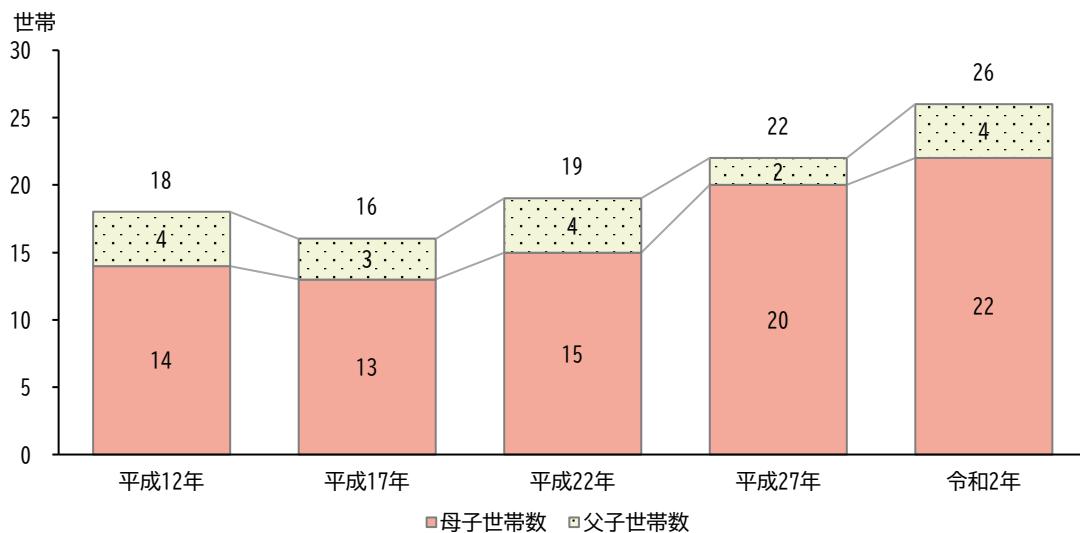
また、令和2年の1世帯当たりの人員は 2.79 人で、平成 12 年と比べると 0.76 人減少しています。



出典：国勢調査

(4) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数^{*}は、平成 17 年でわずかに減少しましたが、平成 22 年以降年々増加傾向にあります。

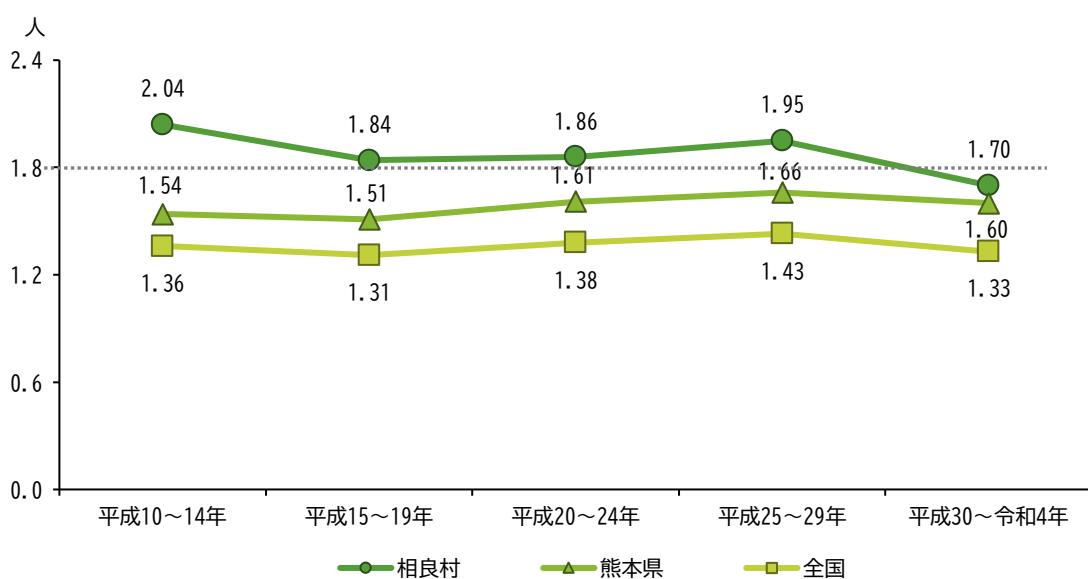


出典：国勢調査

*ひとり親世帯数：18 歳未満の子どもがいる母子・父子世帯数

(5) 合計特殊出生率

本村の合計特殊出生率^{*}は、国、熊本県よりも高い水準で推移しており、平成 29 年まで国が目標として掲げる合計特殊出生率 1.80 を上回っていましたが、平成 30 年から令和 4 年の合計特殊出生率は 1.70 と下回っています。



出典：人口動態統計特殊報告

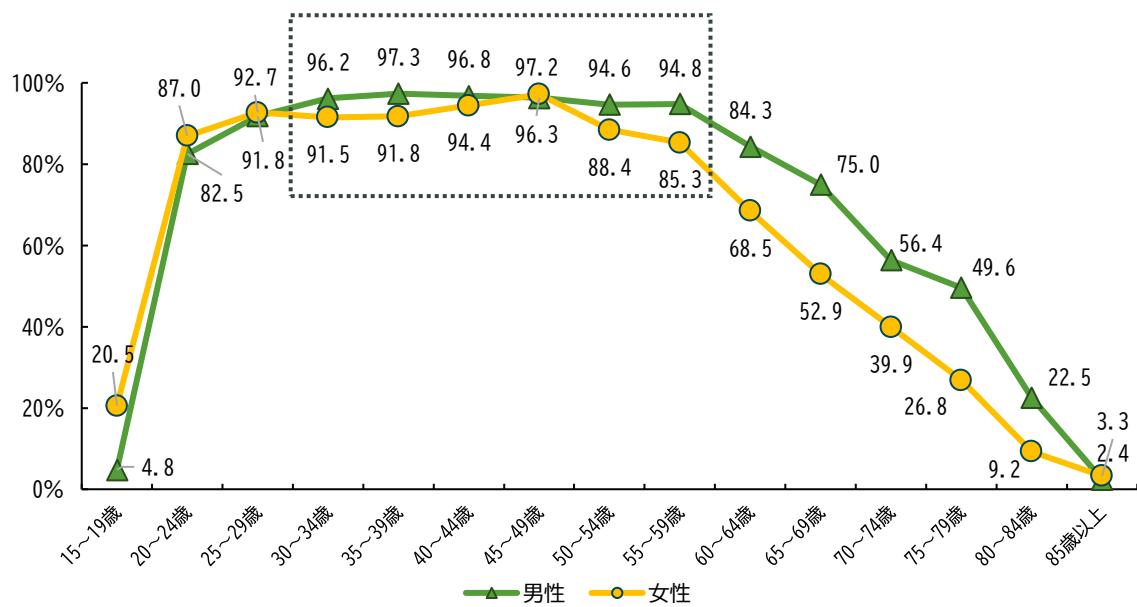
*合計特殊出生率：一人の女性が 15 歳から 49 歳までに産む子どもの数の平均を示す

2. 雇用・就労の状況

(1) 就業率

①男女別就業率

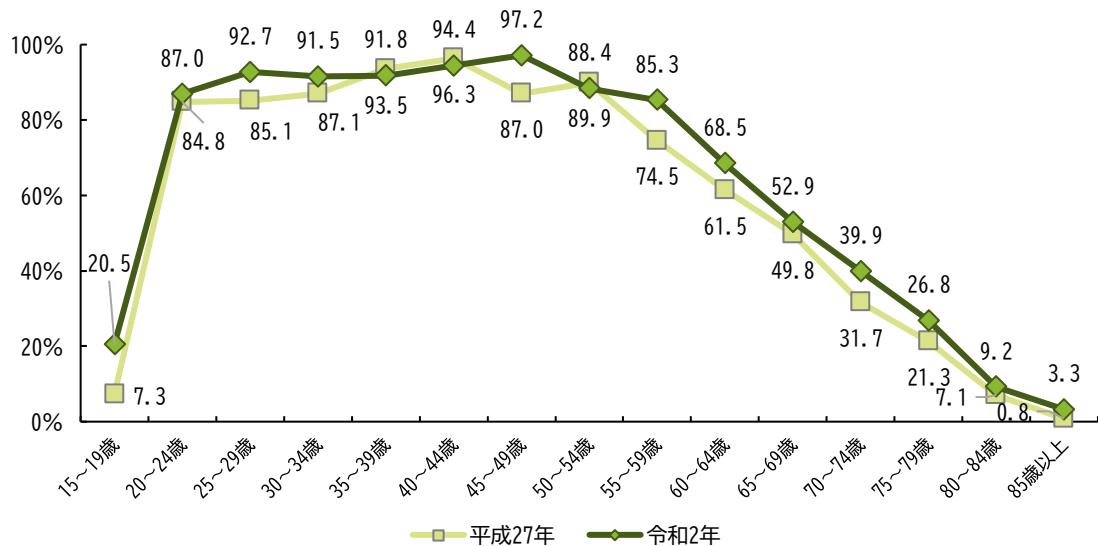
本村の就業率を男女別で比較すると、労働力の主な層を占める 20～59 歳の層では、男女ともに高い数値で推移していますが、女性は 30～44 歳で男性を下回っています。



出典：令和 2 年国勢調査

②平成 27 年・令和 2 年の女性就業率比較

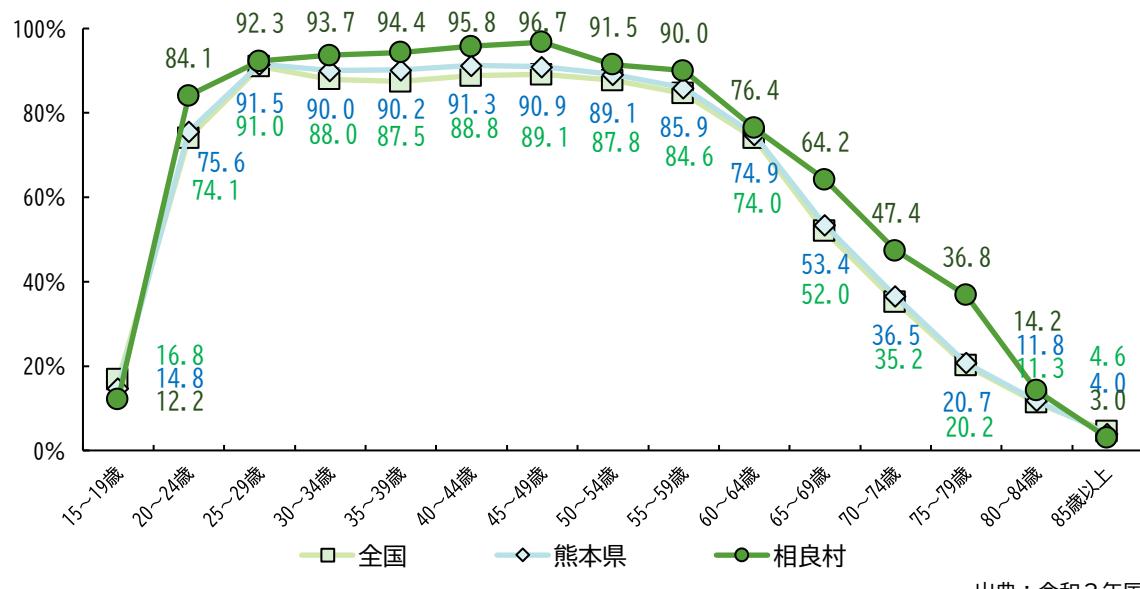
平成 27 年と令和 2 年の女性の就業率を比較すると、ほとんどの層で平成 27 年の数値を上回っています。



出典：平成 27 年・令和 2 年国勢調査

③国・県・相良村の女性就業率の比較

国・県と比較するとほとんどの年齢層で、国・県の就業率を上回っています。



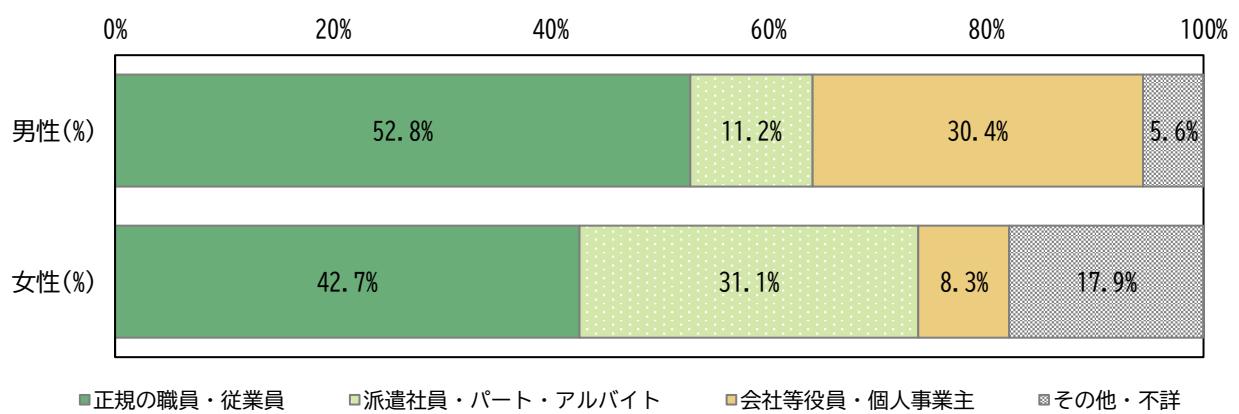
出典：令和2年国勢調査

(2) 男女別就業上の地位

本村の令和2年の就業上の地位については、男性、女性ともに正規の職員・従業員が最も高くなっています。しかし、女性は男性に比べ「派遣社員・パート・アルバイト」を占める割合が31.1%と2割程度高くなっています。

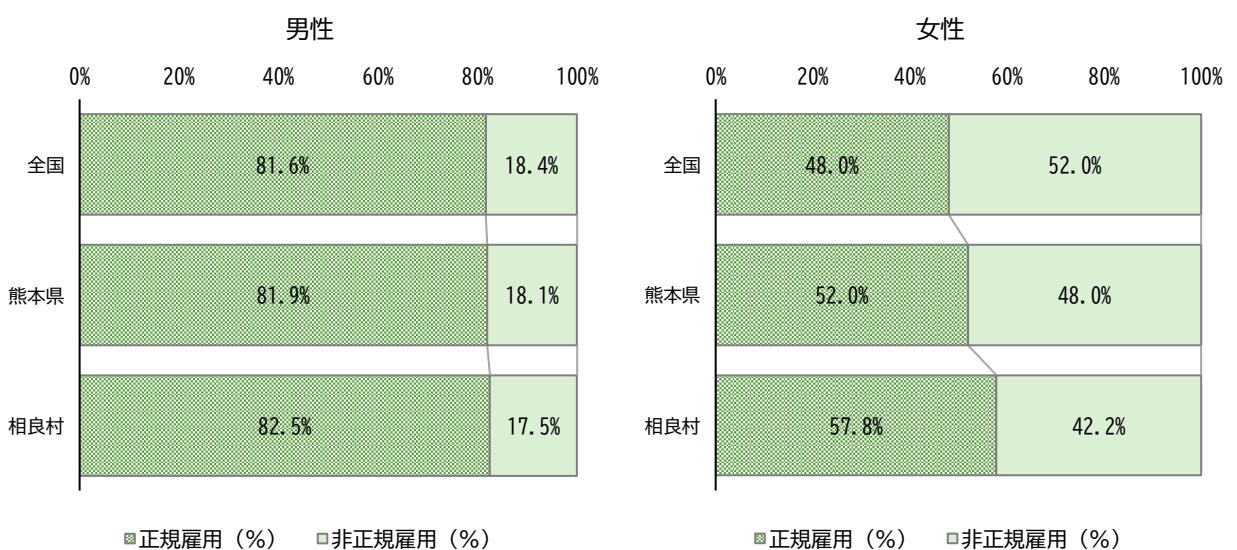
また、正規雇用・非正規雇用の割合を国や県と比較すると、男女ともに国・県と比べて正規雇用の割合が高くなっています。

■男女別従業上の地位



出典：令和2年国勢調査

■男女別国・県・相良村の従業上の地位の比較



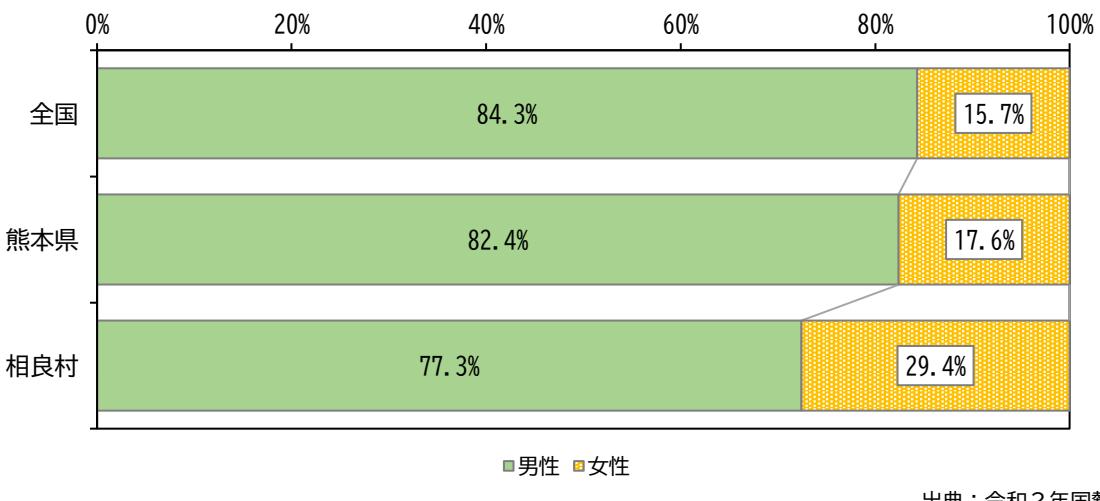
出典：令和2年国勢調査

※正規雇用：正規雇用労働者。勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者を指す。

※非正規雇用：非正規雇用労働者。勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者を指す。

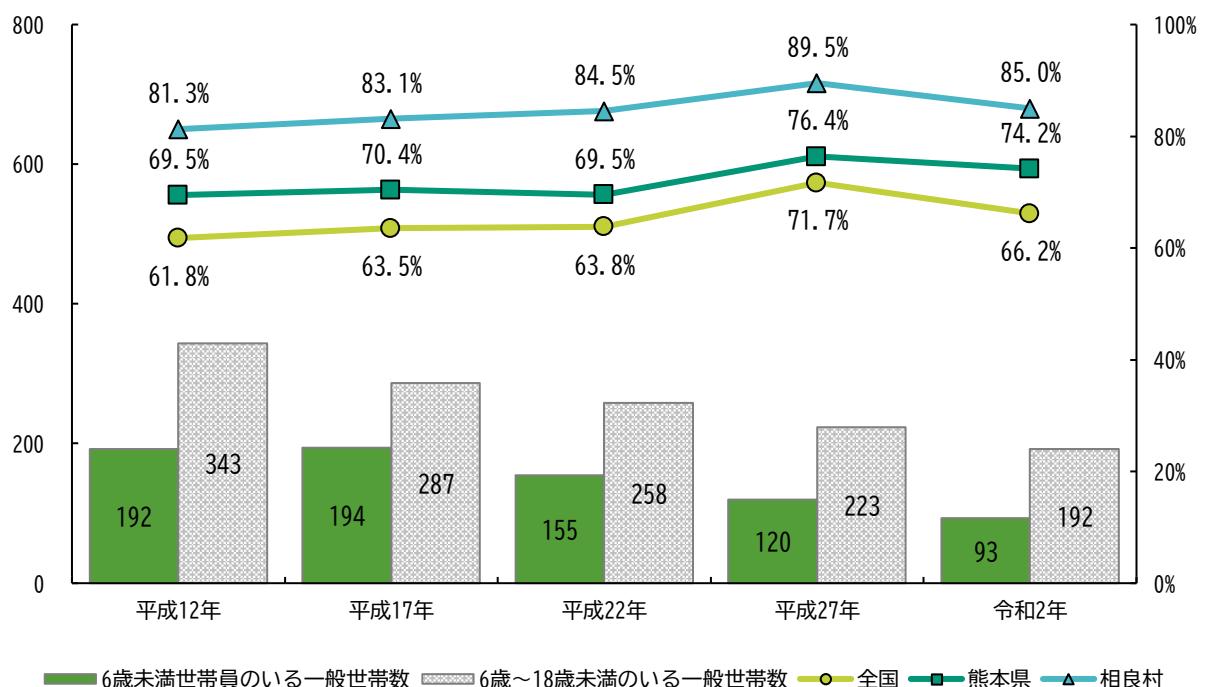
(3) 管理職等における男女の割合

管理職等における男女の割合については、本村の女性管理職等の割合は 29.4%と、国・県と比較して高くなっています。



(4) 子育て世代における女性の就業率

本村の 18 歳未満の子どもがいる世帯数は年々減少していますが、子育て世代※における女性の就業率については、国・県と比較しても高い割合となっています。



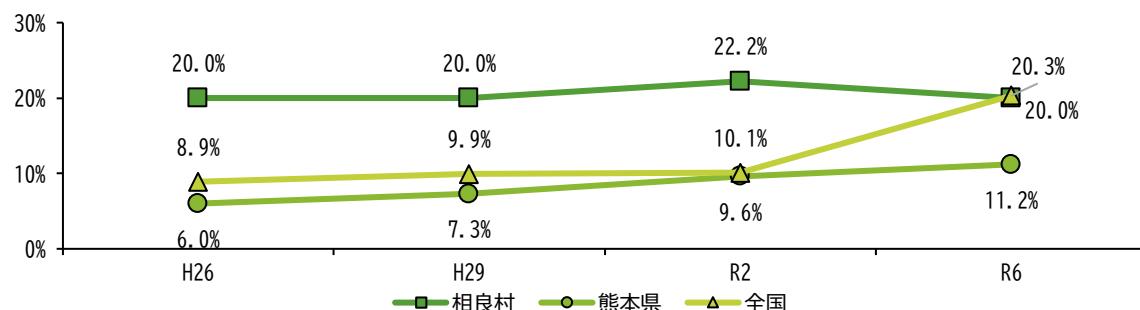
※子育て世代…20 歳～49 歳と仮定した各歳就業率の平均

3. 相良村の女性の参画状況

(1) 議員・課長等の状況

本村議会における女性議員の比率、公務員の課長職・課長補佐相当の登用状況については、おおむね国・県を上回って推移しています。

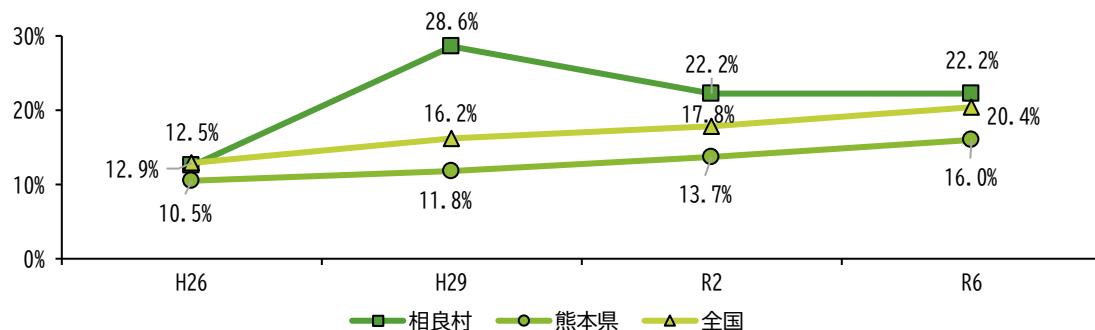
■議会における女性議員の比率



年度	相良村			熊本県 (町村)	全国 (町村)
	村議会議員数	うち女性議員	女性比率		
H26	10	2	20.0%	6.0%	8.9%
H29	10	2	20.0%	7.3%	9.9%
R2	9	2	22.2%	9.6%	10.1%
R6	10	2	20.0%	11.2%	20.3%

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

■女性公務員の課長職相当の登用状況（市区町村）



年度	相良村			熊本県 (市区町村)	全国 (市区町村)
	課長級以上	うち女性職員	女性比率		
H26	8	1	12.5%	10.5%	12.9%
H29	7	2	28.6%	11.8%	16.2%
R2	9	2	22.2%	13.7%	17.8%
R6	9	2	22.2%	16.0%	20.4%

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

■課長補佐相当の登用状況（市区町村）

年度	相良村			熊本県 (市区町村)
	課長補佐	うち女性職員	女性比率	
H29	7	7	100.0%	20.7%
R2	10	7	70.0%	25.4%
R6	20	9	45.0%	28.6%

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

（2）委員会・審議会の状況

本村の委員会の女性委員の登用状況は、令和2年度まで2割未満でしたが、令和6年度に7名となり、女性比率が2倍近く増加し、熊本県を12.3ポイント上回っています。

審議会等における女性委員の登用状況は、すべての年度で1割台となり、全国・県を10ポイント以上下回っています。

■地方自治法第180条の5に基づく委員会等の女性委員の登用状況

年度	相良村			熊本県 (市区町村)
	委員総数	うち女性委員	女性比率	
H26	27	3	11.1%	11.4%
H29	28	3	10.7%	12.1%
R2	23	4	17.4%	15.2%
R6	23	7	30.4%	18.1%

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

■地方自治法第202条の3に基づく審議会等における女性委員の登用状況

年度	相良村			熊本県 (市区町村)	全国 (市区町村)
	村議会議員数	うち女性議員	女性比率		
H26	96	13	13.5%	21.3%	25.1%
H29	135	14	10.4%	21.5%	26.2%
R2	81	11	13.6%	21.7%	27.1%
R6	77	8	10.4%	25.1%	29.0%

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

(3) 令和7年度審議会、市町村防災会議の状況

令和7年度の審議会等における女性委員の登用状況をみると、教育委員会は4名中3名と女性比率が高い一方で、監査委員は2名中0名となっています。

市町村防災会議における女性の登用状況は、令和2年度に引き続き3名で、女性比率は国・県をわずかに下回っています。

■令和7年度の審議会等における女性委員の登用状況

	委員総数	うち女性委員	女性比率
教育委員会	4	3	75.0%
選挙管理委員会	4	1	25.0%
監査委員	2	0	0.0%
農業委員会	10	2	20.0%
固定資産評価審査委員会	3	1	33.3%

出典：相良村役場企画商工課

■市町村防災会議における女性の登用状況

年度	相良村			熊本県 (市区町村)	全国 (市区町村)
	委員総数	うち女性委員	女性比率		
H26	33	3	9.1%	5.9%	
H29	35	3	8.6%	6.9%	
R2	35	3	8.6%	7.6%	8.8%
R6	35	3	8.6%	9.5%	11.2%

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

(4) 地域の状況

自治会長の女性の登用状況は令和2年に引き続き1名となっています。

消防団員における女性の登用状況は、令和6年度は11名となっており、熊本県の平均を上回っています。

■自治会長（区長）における女性の登用状況

年度	相良村			熊本県	全国
	総数	うち 女性自治会長	女性比率		
H26	18	0	0.0%	2.7%	4.7%
H29	18	0	0.0%	2.8%	5.4%
R2	18	1	5.6%	3.3%	6.1%
R6	18	1	5.6%	3.5%	7.3%

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

■消防団員における女性の登用状況（令和7年3月31日時点）

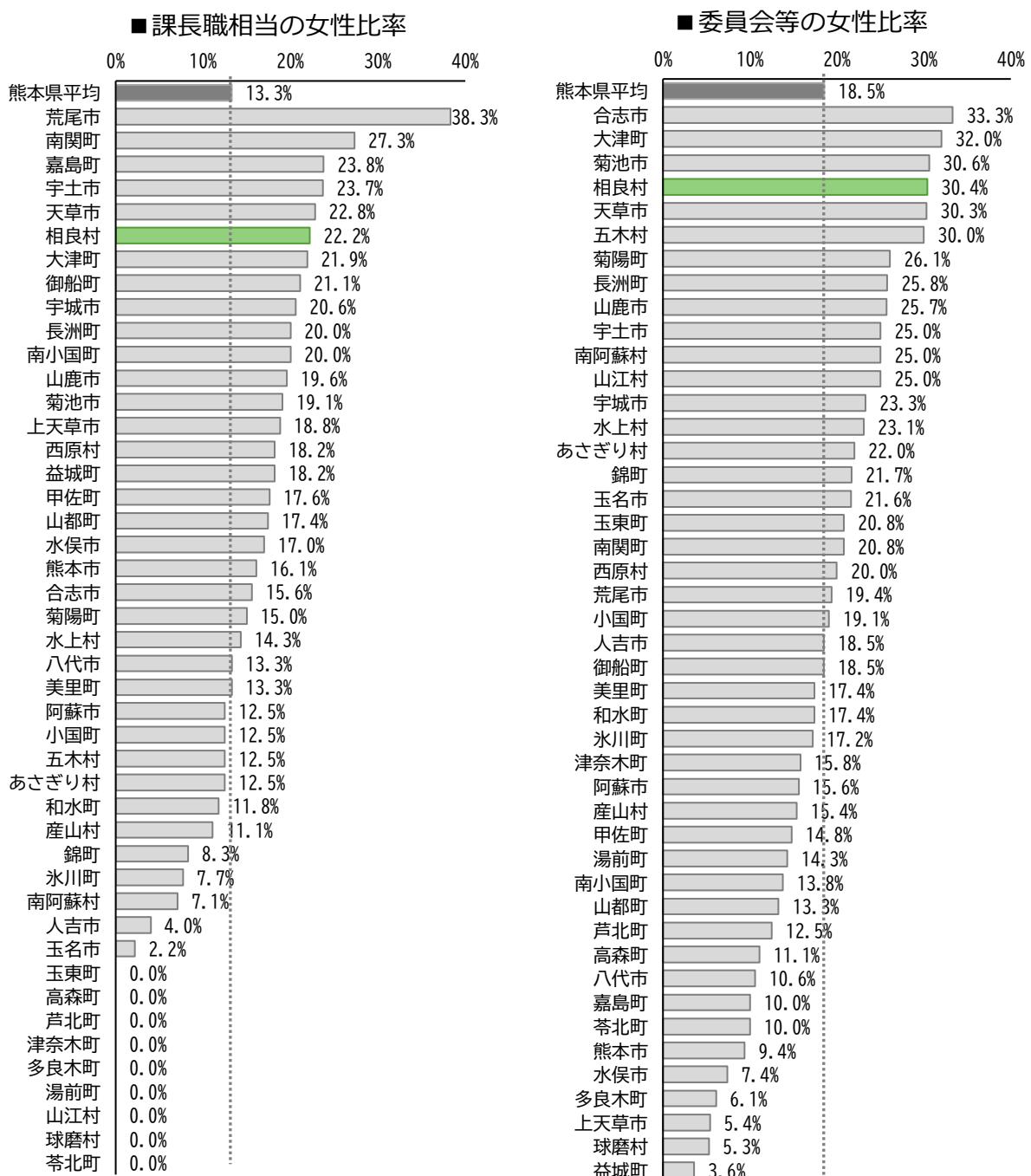
年度	相良村			熊本県
	総数	うち女性団員	女性比率	
H26	297	13	4.4%	2.1%
H29	314	12	3.8%	2.3%
R2	300	13	4.3%	2.5%
R6	263	11	4.1%	3.6%

出典：相良村企画商工課（熊本県：令和6年度版（2024年度版）熊本県男女共同参画年次報告書）

(5) 女性参画の状況の県内比較

令和6年度の女性の参画状況について熊本県内の市町村と比較すると、課長職相当と委員会等の女性比率については、ともに熊本県の平均値を上回っています。

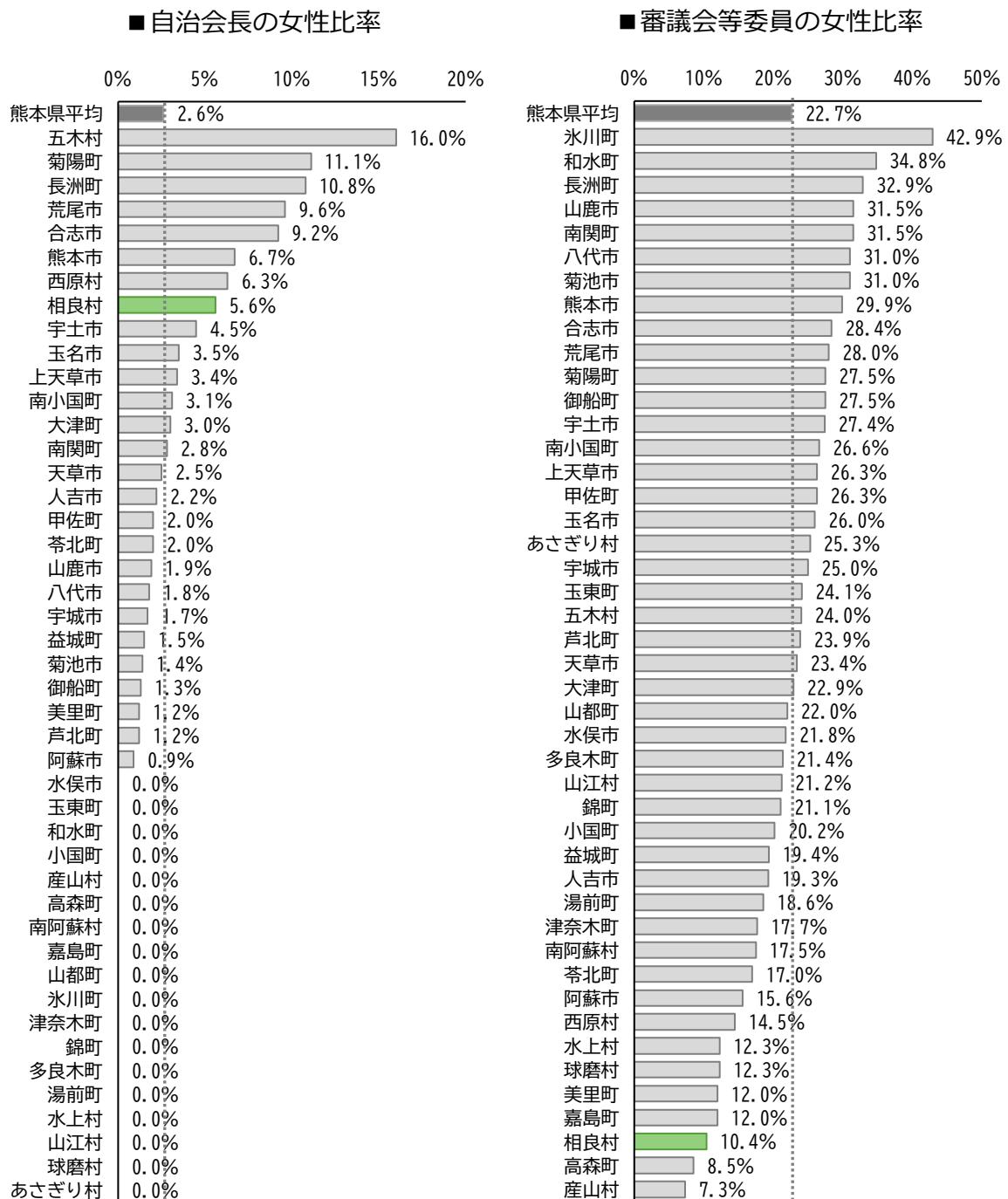
熊本県内 45 市町村と比較してみても、課長職相当の女性比率は県内で6番目に高く、委員会等の女性比率は県内で4番目に高くなっています。



出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

自治会長女性比率については、熊本県平均値を上回り、県内 45 市町村と比較しても、8 番目に高くなっています。

一方、審議会等委員の女性比率は熊本県平均値を大きく下回り、県内でも下位に位置しています。



出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

4. アンケート調査結果

(1) 調査の概要

①調査の目的

本計画策定に当たり、村民の男女共同参画に関する意識や現状等について調査・分析を行い、計画策定の基礎資料とすることを目的として調査を実施しました。

②調査時期

令和7年10月

③調査方法

調査	対象	調査手法
村民向け意識調査	相良村に居住する満20歳以上の村民より無作為抽出	郵送による配布・回収 インターネット上の回収
中学生向け意識調査	相良村に居住する中学3年生	インターネット上の回収

④回収結果

調査	配布数	回収数	回収率
村民向け意識調査	989件	443件	44.8%
中学生向け意識調査	21名	19名	90.5%

⑤調査結果利用上の注意

- 回答割合は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- 2つ以上回答が可能な設問（複数回答設問）の場合、その回答割合の合計は100%を超える場合があります。
- スペースの都合上、グラフ等の文言を省略している場合があります。
- 一部の設問では、熊本県との比較を行っています。熊本県のデータは、「男女共同参画に関する県民意識調査報告書」（令和6年11月 熊本県）から引用しています。

(2) 村民向け意識調査結果の概要

①男女共同参画に関する意識について

ア) 分野ごとの男女の地位の平等感

■男女の地位の平等感の全体比較

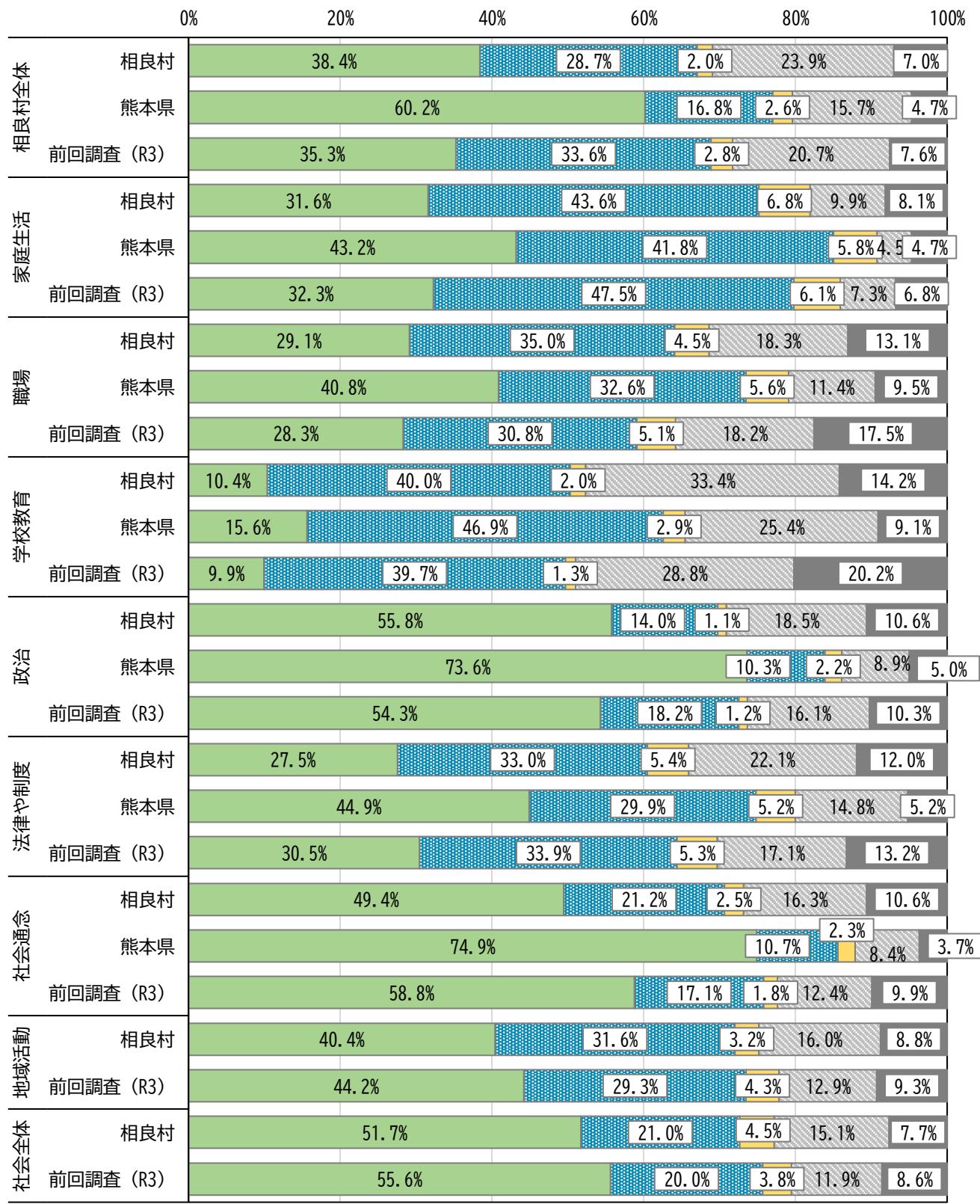
男女の地位の平等感については、「相良村全体」及び「政治」、「社会通念等」、「地域活動」、「社会全体」の分野では『男性の方が優遇されている』（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が最も高く、「家庭生活」、「職場」、「学校教育」、「法律や制度」については「平等である」が最も高くなっています。

特に、「政治」、「社会通念」、「社会全体」では『男性の方が優遇されている』が約5割台と特に高くなっています。

また、『女性の方が優遇されている』（「女性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計）の割合は、すべての分野で1割未満と低くなっています。

前回調査（令和3年実施）と比較すると、「相良村全体」、「職場」、「学校教育」、「政治」の分野で『男性の方が優遇されている』と回答した人の割合が高くなっています。

熊本県と比較すると、すべての分野で熊本県より『男性が優遇されている』の割合が低く、「学校教育」以外の分野では「平等である」割合が高くなっています。



全体 (n=443)

熊本県 (n=1,258)

前回調査 (R3) (n=604)

■男性の方が優遇されている ■平等である ■女性の方が優遇されている ■わからない ■無回答

※「ク 地域（自治会）活動・社会活動の場では」「ケ 社会全体でみると」については相良村独自の設問となる

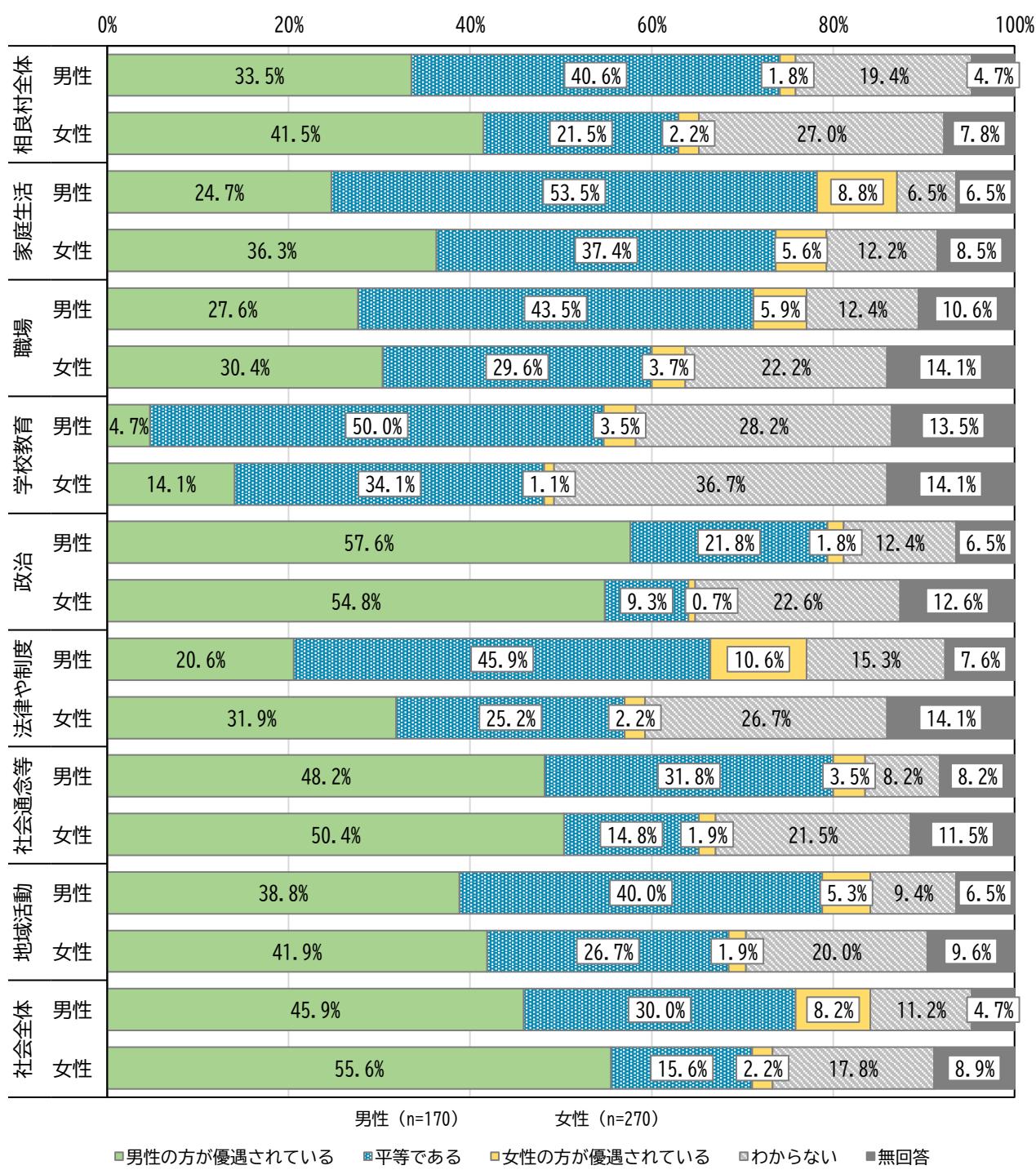
ため、熊本県との比較を行っておりません。

■男女の地位の平等感の男女別での比較

男女別で比較すると、「政治」を除いた8つの分野で、『男性の方が優遇されている』とする考え方について、女性が男性を上回っています。

「平等である」は、すべての分野で男性が女性を10ポイント以上上回っており、特に「相良村全体」と「法律や制度」では、その差が約20ポイントと大きくなっています。

また、『女性の方が優遇されている』は、すべての分野で男女ともに約1割程度となっています。

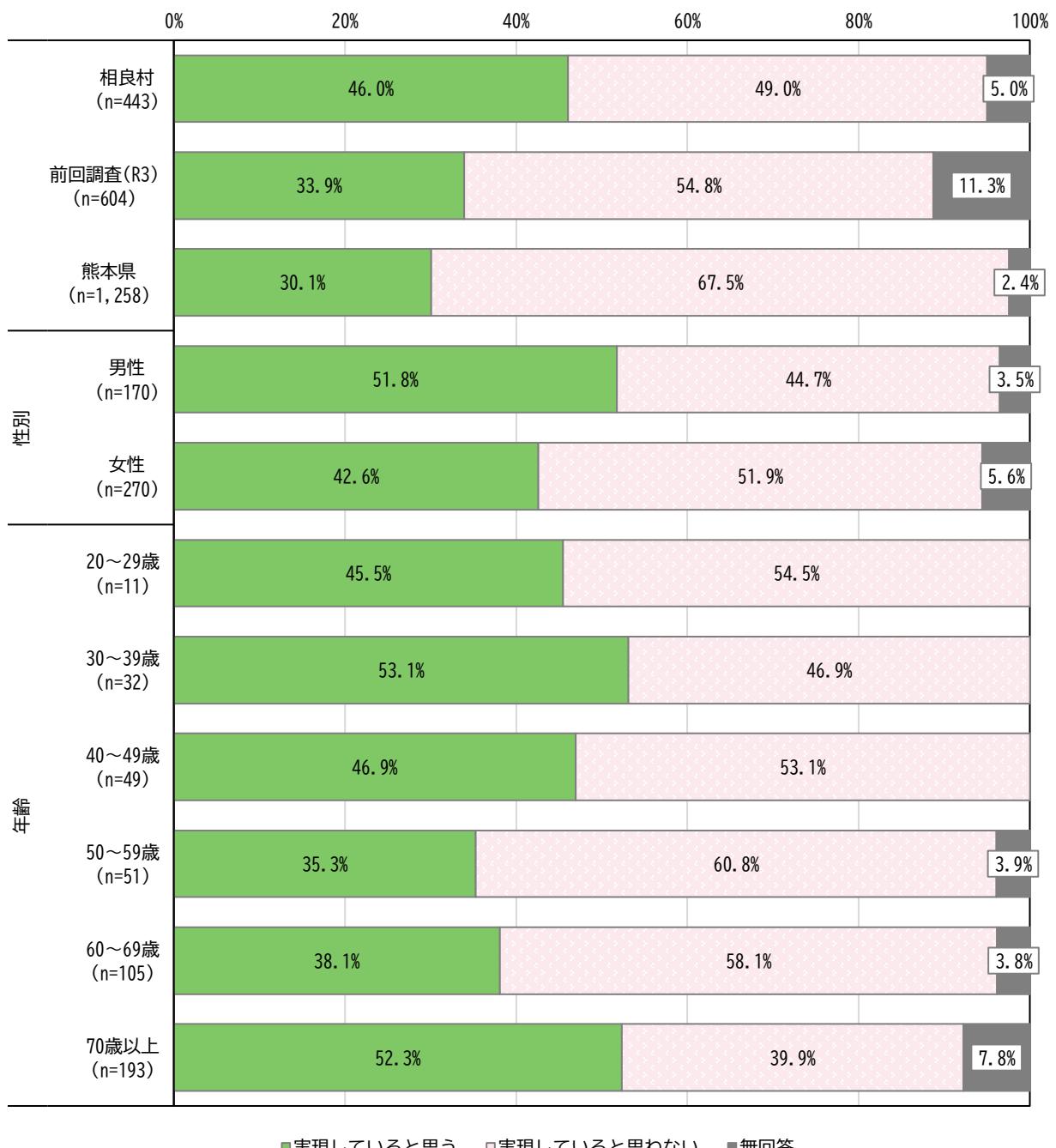


イ) 「男女共同参画社会」の実現度

「男女共同参画社会」の実現度について前回調査と比較すると、『実現していると思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）と回答した人の割合は、12.1 ポイント増加しています。熊本県と比較しても 15.9 ポイント上回っています。

男女別で比較すると、『実現していると思う』と回答した男性の割合が 51.8%、女性の割合が 42.6% と、男性が女性に比べ 9.2 ポイント高くなっています。

年齢別にみてみると、20 代から 60 代の世代で、約半数が『実現していると思わない』（「どちらかといえばそう思う」と「そう思わない」の合計）と回答しています。

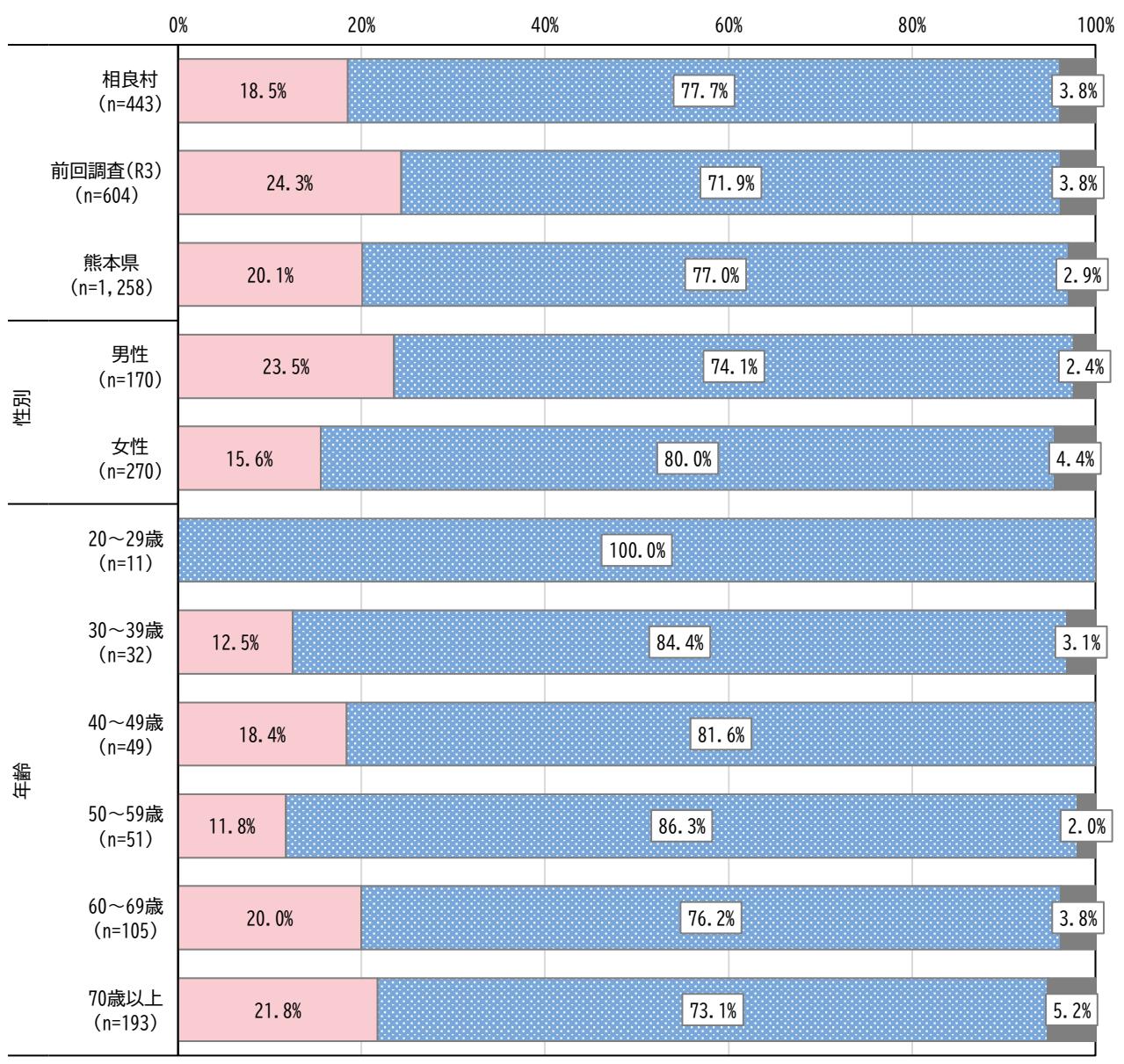


ウ) 固定的性別役割分担意識

固定的性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭などと性別によって役割を固定する考え方）について、『同感する』（「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計）の割合を前回調査と比較すると、『同感する』と回答した人の割合が減少傾向、熊本県と比較しても下回っています。

男女間で比較すると、男性が 23.5%、女性が 15.6%と、男性が 7.9 ポイント上回っています。

年齢別に比較すると、20 代は『同感しない』（「どちらかといえば同感しない」と「同感しない」の合計）と回答した人の割合が 100%なのに対し、70 歳以上は『同感する』と回答した人の割合がほかの世代に比べ高くなっています。



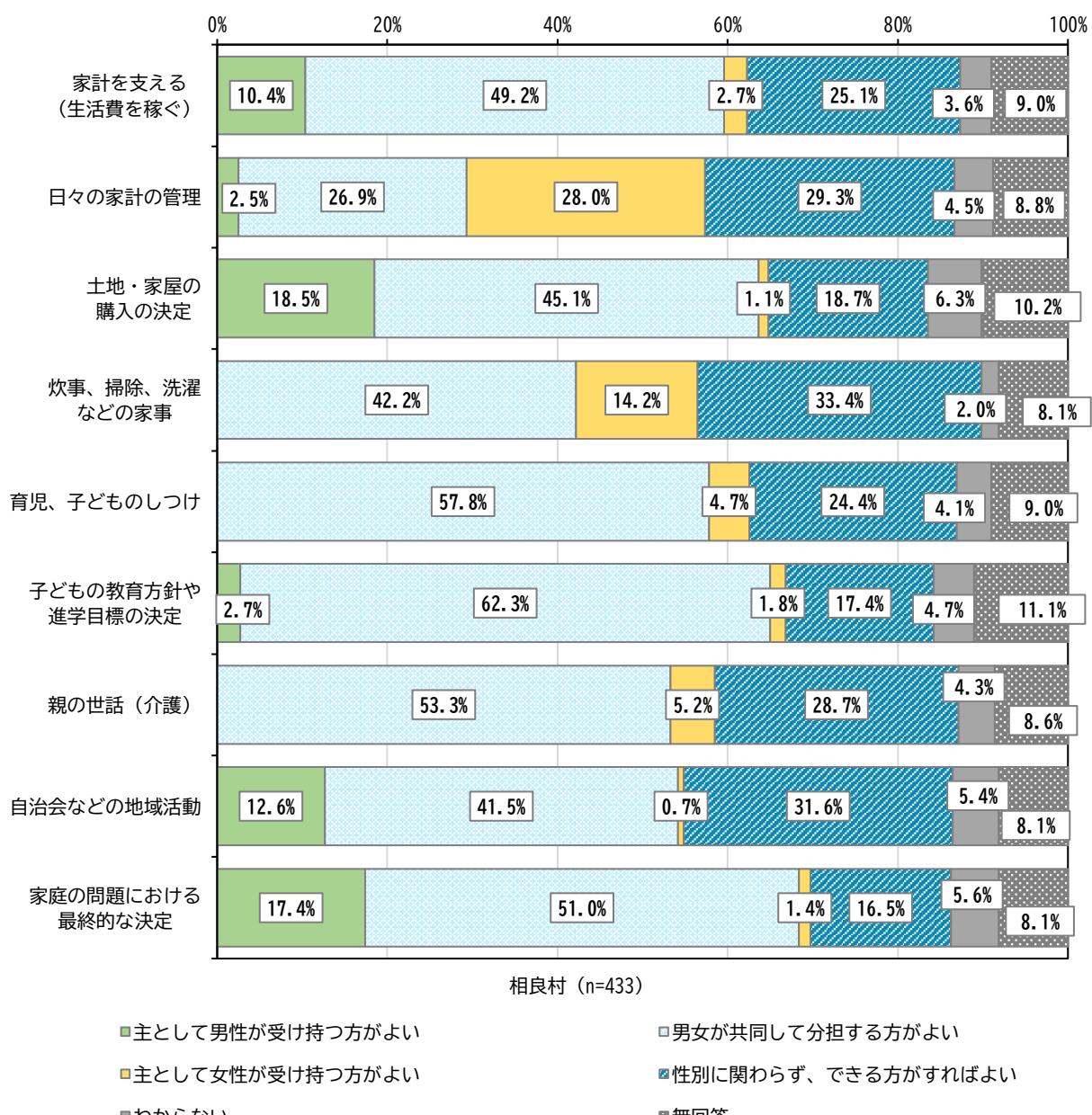
■ 同感する ■ 同感しない ■ 無回答

②男女がともに参加する社会づくりについて

ア) 家庭内性別役割分担意識（家庭内での男女の役割分担）

家庭内での男女の役割分担については、多くの分野で「男女が共同して分担する方がよい」が最も高く、「日々の家計の管理」については、「性別に関わらず、できる方がすればよい」が29.3%で最も高くなっています。

「主として男性が受け持つ方がよい」については、「土地・家屋の購入の決定」で 18.5%、「家庭の問題における最終的な決定」について 17.4%と、他の分野と比較して高くなっています。「主として女性が受け持つ方がよい」については、「日々の家計の管理」で 28.0%、「炊事、掃除、洗濯などの家事」で 14.2%と、他の分野と比較して高くなっています。



イ) 男性が家庭・地域へ参加するために必要なこと

男性が家庭・地域生活へ参加するために必要なことについて前回調査と比較すると、前回・今回ともに「家族間での家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと」と回答した人が最も多くなっています。

男女別で比較すると、男女ともに「家族間での家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと」が多くなっており、次いで男性は「男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めること」、女性は「働き方の見直し（働き方改革）を普及させること」が多くなっています。

年齢別で比較すると、どの世代にも「家族間での家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと」「働き方の見直し（働き方改革）を普及させること」が上位にあることから、この2項目は性別・年齢関係なく重要であることがわかります。

■今回調査・前回調査比較

	1位	2位	3位
今回	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること	男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること
前回	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること	男性自身、女性、周りの人の男性の家事分担への抵抗感をなくすこと

■男女別比較

	1位	2位	3位
男性	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること
女性	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること	男性自身、女性、周りの人の男性の家事分担への抵抗感をなくすこと

■年齢別比較

	1位	2位	3位
20代	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること	男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと
30代	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること	仕事中心という社会全体の仕組みを改めること
40代	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること
50代	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること
60代	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること	男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること
70代以上	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること

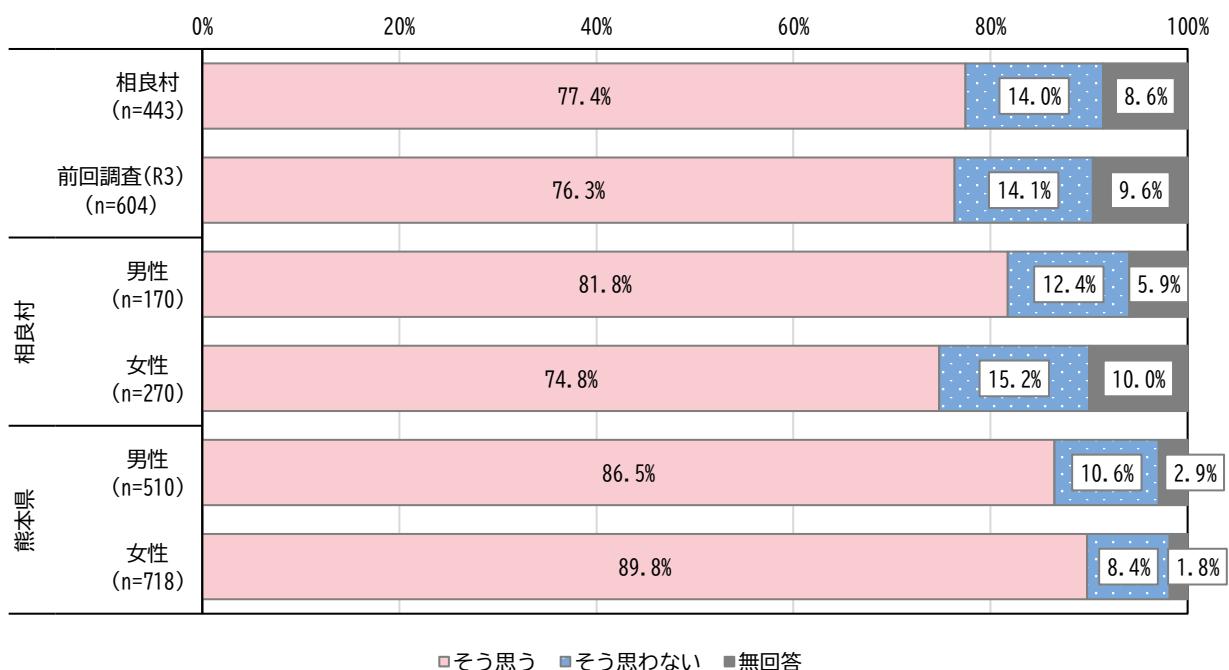
ウ) 女性の地位向上に対する考え方

女性の意見がもっと反映されるように、政策の企画立案や方針決定の場に女性がもっと増えた方がよいかについて前回調査と比較すると、1.1 ポイント高くなっています。

男女別で比較してみると、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が男性で 81.8%、女性は 74.8% となっています。

また『そう思う』について熊本県結果と比較すると、男性では相良村が 4.7 ポイント、女性は 15.0 ポイント熊本県の結果を下回っています。

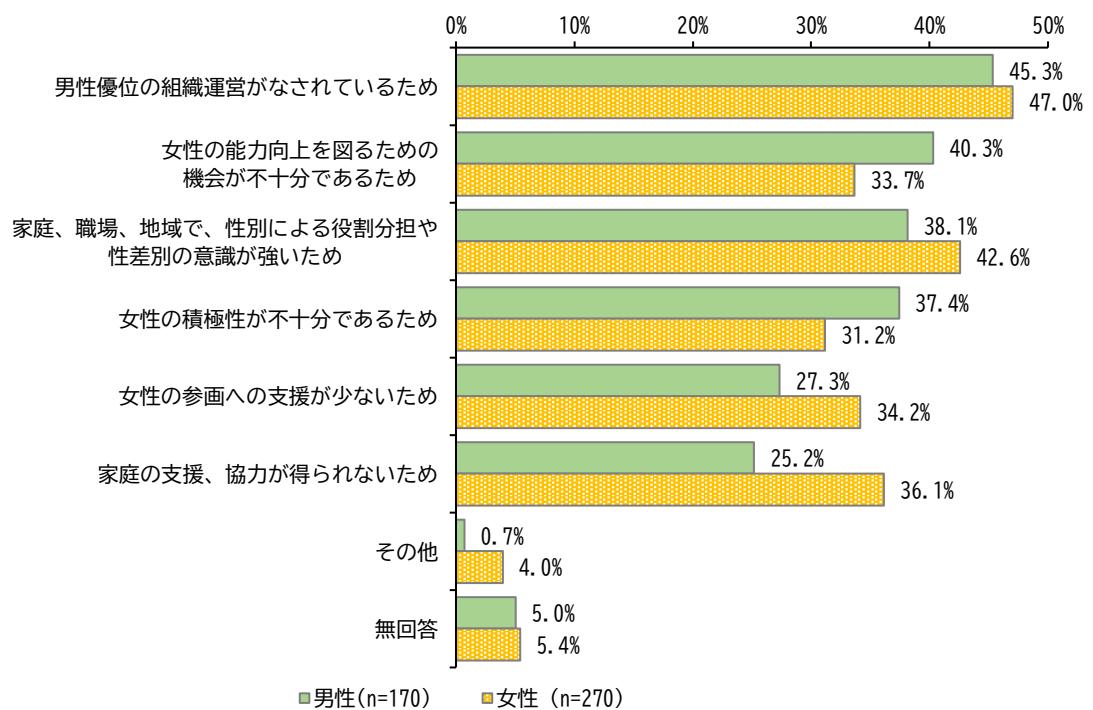
■女性地位向上に対する考え方（熊本県 男女別比較）



工) 政策の企画・方針決定の場に女性の参画が少ない理由

政策の企画・方針決定の場に女性の参画が少ない理由については、男女ともに「男性優位の組織運営がなされているため」が最も高くなっています。また、「家庭の支援、協力が得られないため」と「女性の参画への支援が少ないため」は女性が男性を5.0ポイント以上上回っており、反対に「女性の積極性が不十分であるため」は、男性が女性を5.0ポイント以上上回っています。

■政策の企画・方針決定の場に女性の参画が少ない理由（男女別比較）

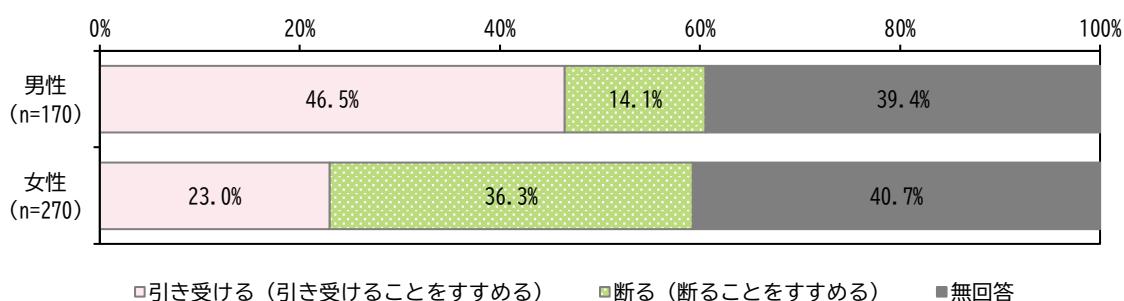


才) 女性が役職に推薦された場合の動向

女性が役職に推薦された場合について男女間で比較すると、「引き受ける（引き受けることをすすめる）」について、男性で46.5%、女性で23.0%と、男性が23.5ポイント上回っています。

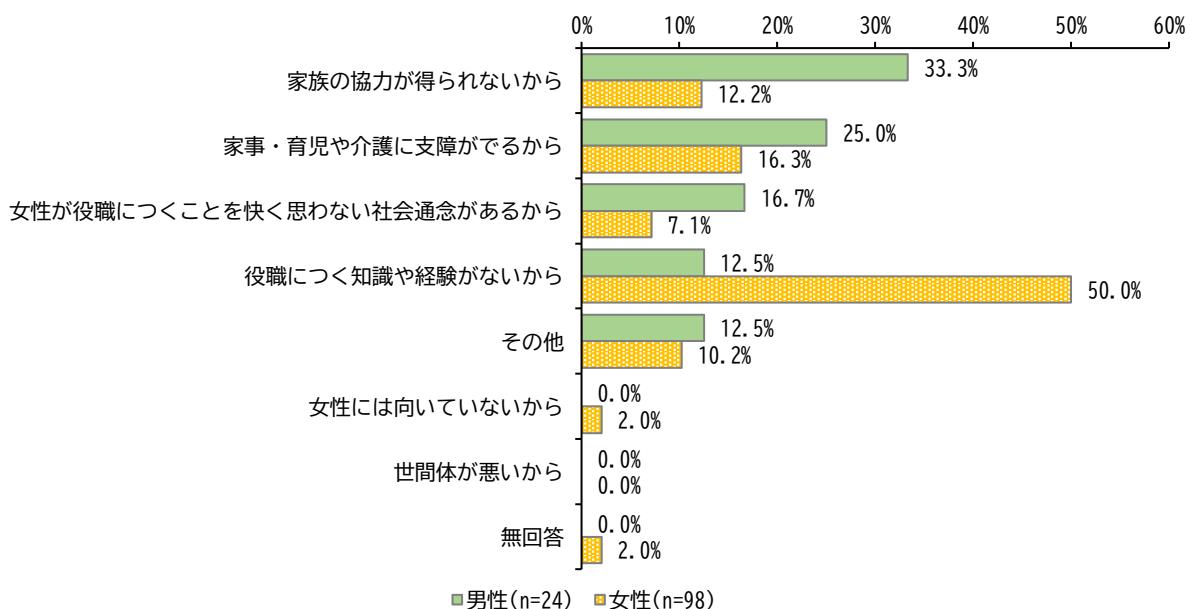
一方、「断る（断ることをすすめる）」については、男性が14.1%、女性が36.3%と、女性が22.2ポイント上回っています。

■女性が役職に推薦された場合の動向（男女別比較）



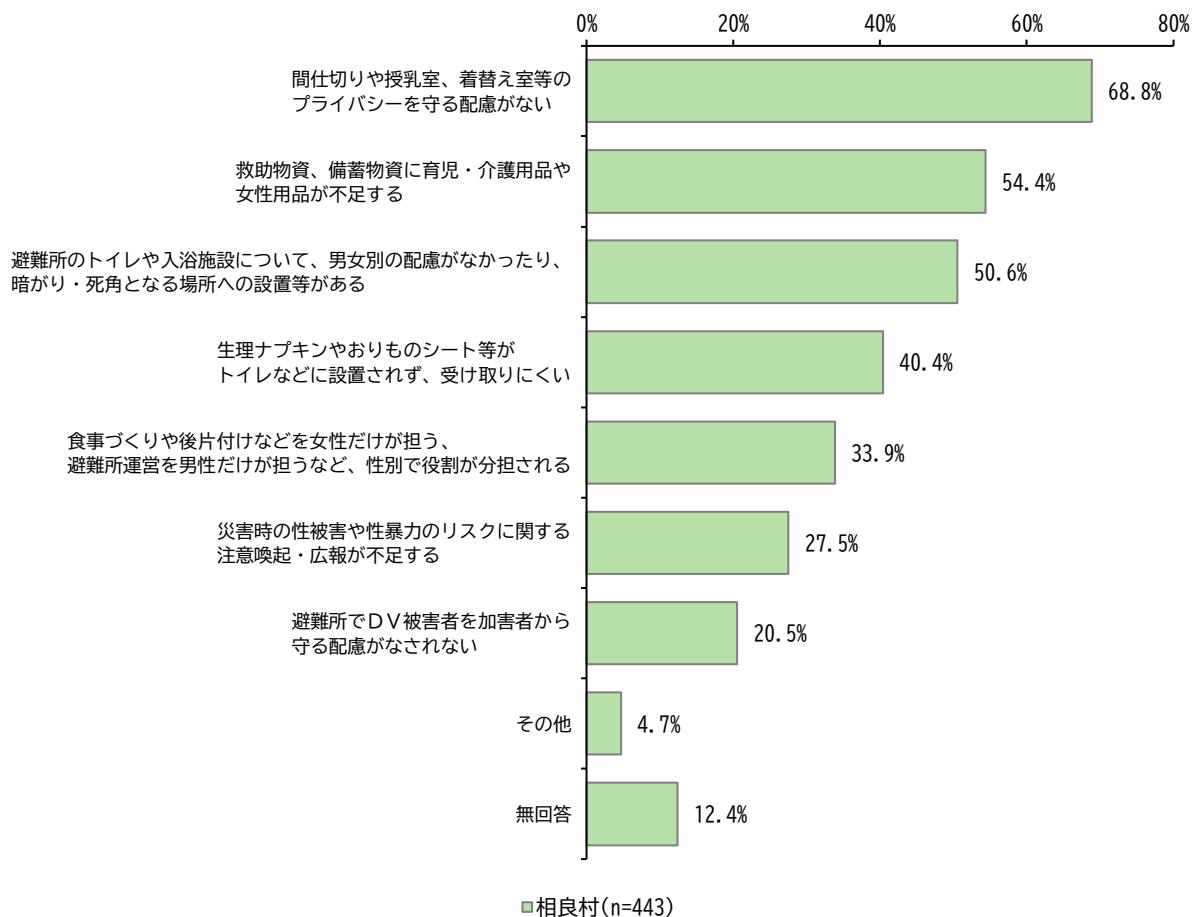
「断る（断ることをすすめる）」と回答した人の断る理由については、男性では「家族の協力が得られないから」33.3%が最も高く、次いで「家事・育児や介護に支障ができるから」25.0%、「女性が役職につくことを快く思わない社会通念があるから」16.7%となっています。女性では、「役職につく知識や経験がないから」が50.0%と他の項目と比べて高くなっています。

■女性が役職に推薦された場合断る理由（男女別比較）



力) 大規模災害発生時の避難所の改善点

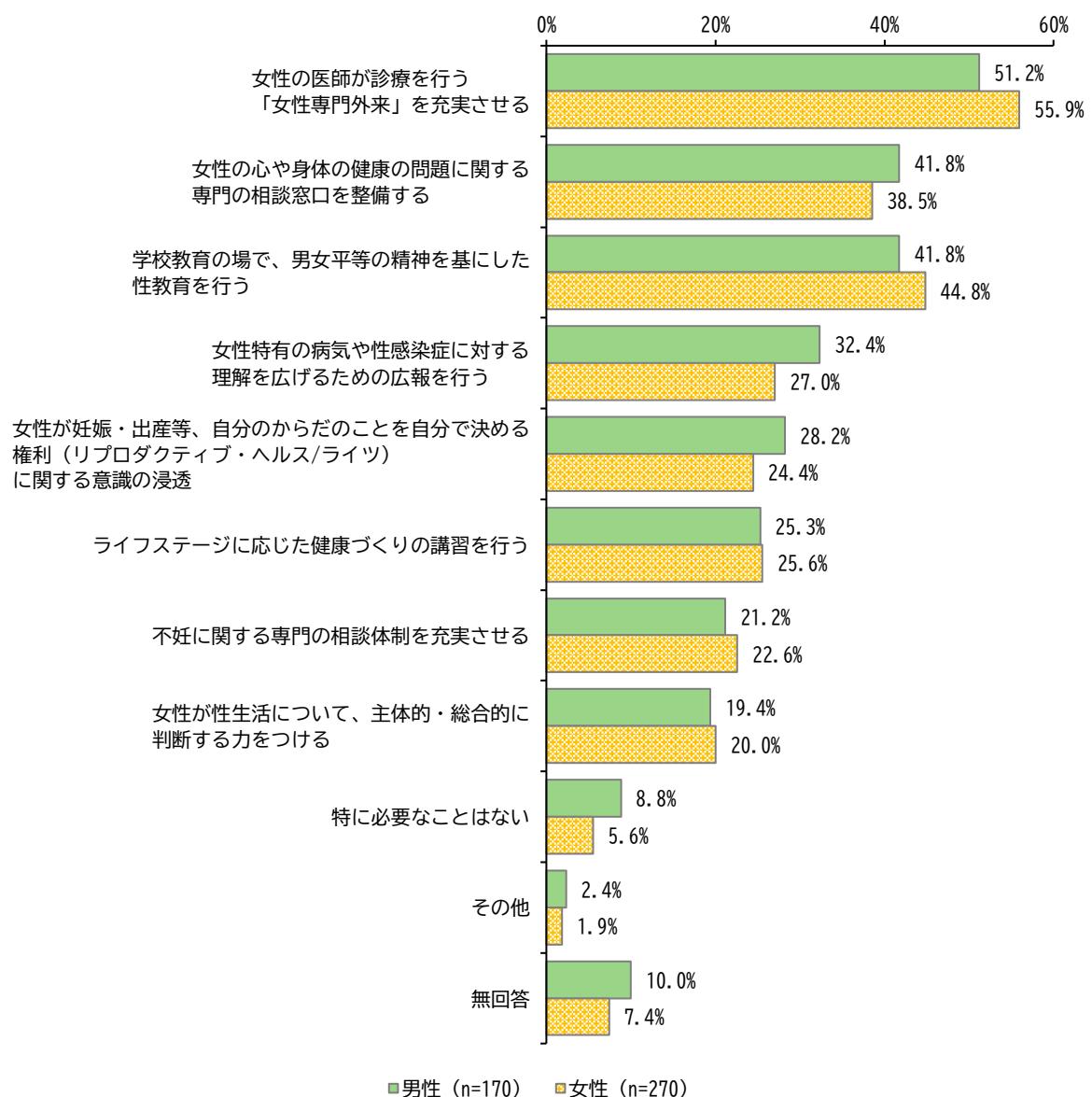
災害が起きた際、避難所に避難したと仮定して、改善すべき問題だと思うことについて、「間仕切りや授乳室、着替え室等のプライバシーを守る配慮がない」と回答した人の割合が 68.8% と最も高く、次いで「育児・介護用品や女性用品の不足」が 54.4%、「トイレや入浴施設についての男女別の配慮や、暗がり・死角となる場所への設置等」が 50.6% の順で高くなっています。



③健康で安心して暮らせるむらづくり

女性が一生を健康に過ごすために必要なことについて、男女ともに「女性の医師が診療を行う「女性専門外来」を充実させる」が最も高く、次いで男性では「女性の心や身体の健康の問題に関する専門の相談窓口を整備する」41.8%、「学校教育の場で、男女平等の精神を基にした性教育を行う」41.8%、女性では「学校教育の場で、男女平等の精神を基にした性教育を行う」44.8%、「女性の心や身体の健康の問題に関する専門の相談窓口を整備する」38.5%となっています。

■女性が一生を健康に過ごすために必要なこと（男女別比較）



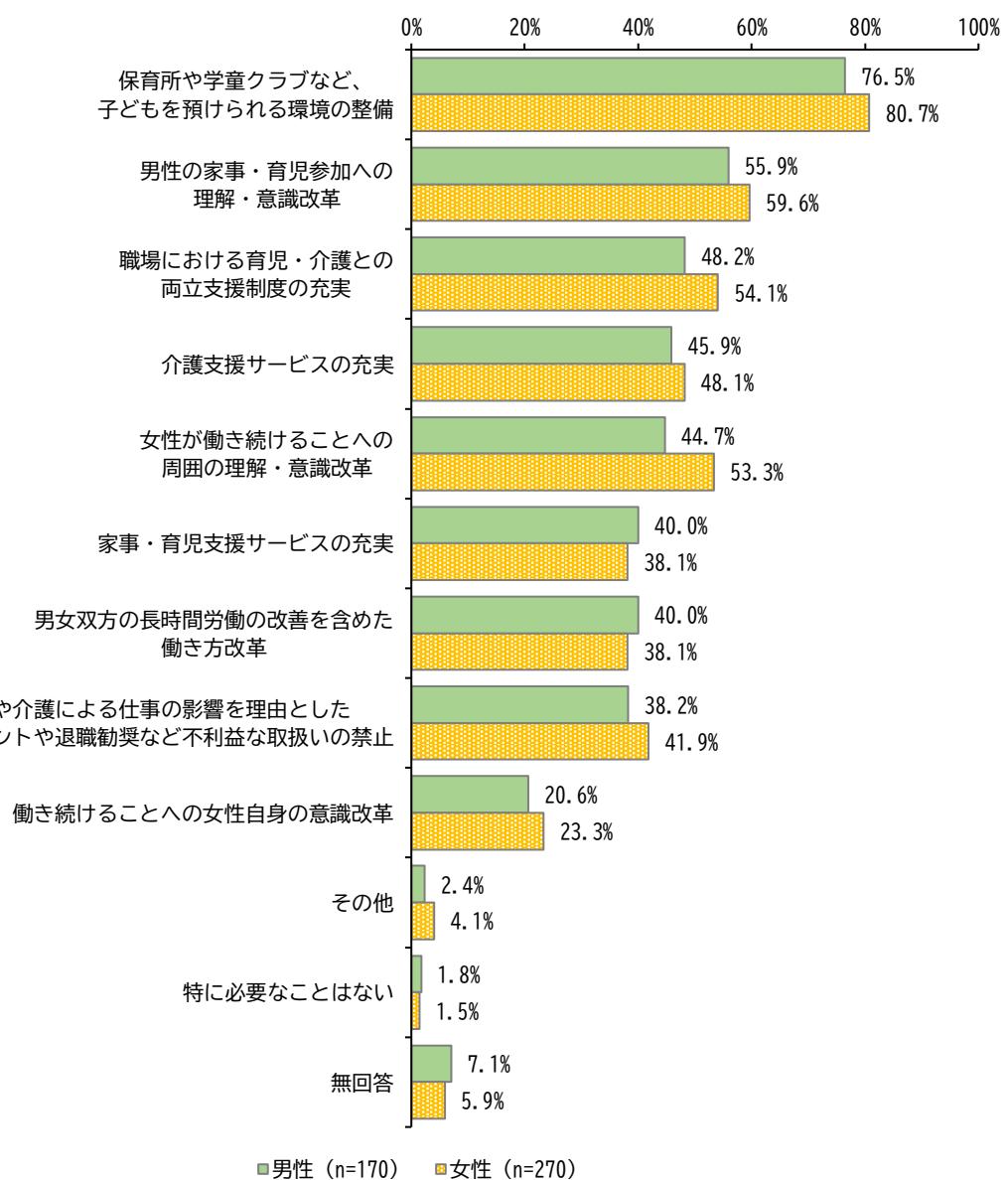
④女性が活躍し働きやすい環境づくりについて

ア) 女性が同じ職場で働き続けるために必要なこと

女性が出産後離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なことについては、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が男性は 76.5%、女性は 80.7%と最も高くなっています。

また、男女間で差の大きかった項目は、「女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革」が 8.6 ポイント、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」が 5.9 ポイントで、女性が男性を上回っています。

■女性が出産後離職せず同じ職場で働き続けるために必要なこと（男女別比較）

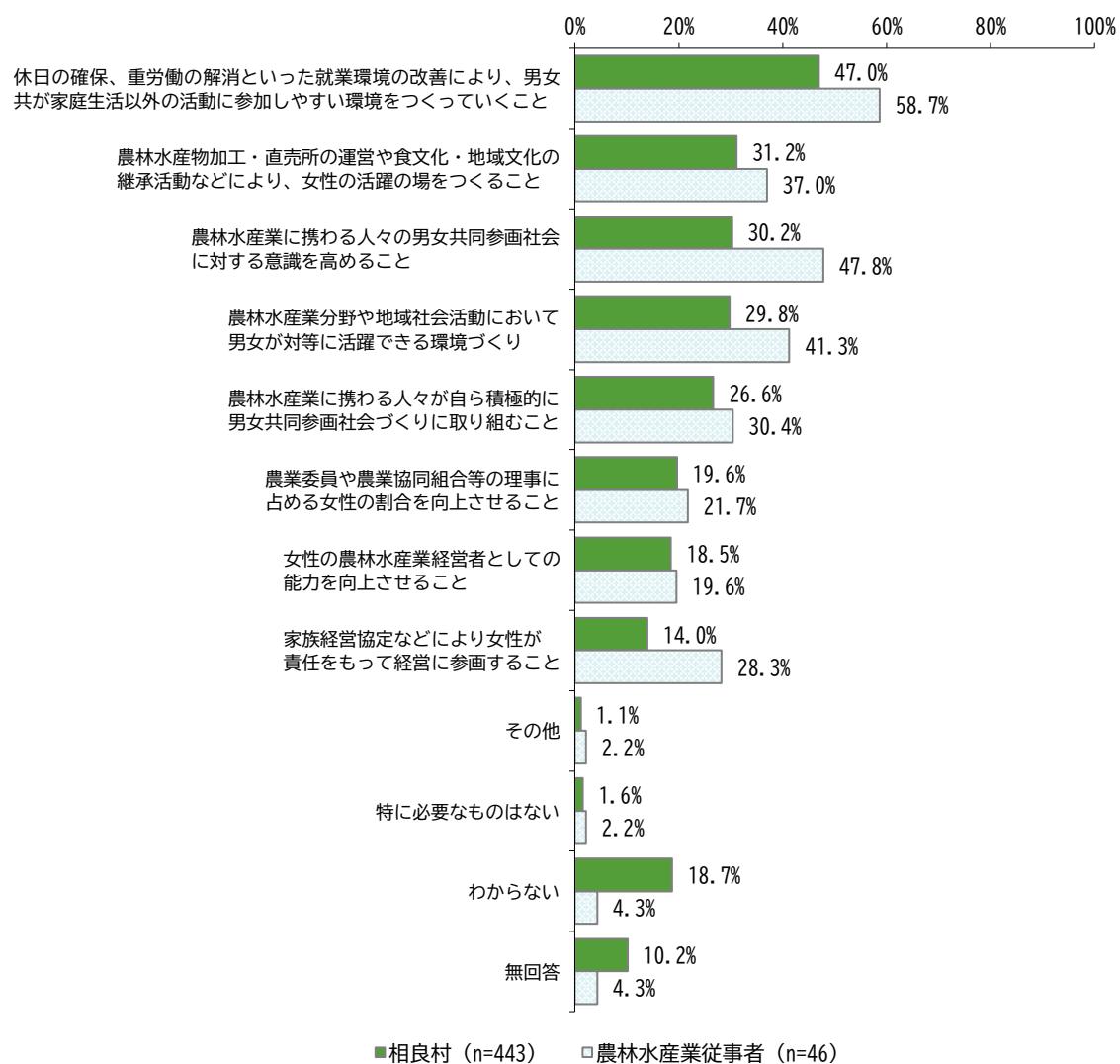


イ) 農林水産業の分野での男女共同参画推進に必要なこと

農林水産業の分野での男女共同参画推進に必要なことについて、村全体では、「休日の確保、重労働の解消といった就業環境の改善により、男女共が家庭生活以外の活動に参加しやすい環境をつくっていくこと」47.0%が最も高く、次いで「農林水産物加工・直売所の運営や食文化・地域文化の継承活動などにより、女性の活躍の場をつくること」31.2%、「農林水産業に携わる人々の男女共同参画社会に対する意識を高めること」30.2%となっています。

農林水産業従事者では、「休日の確保、重労働の解消といった就業環境の改善により、男女共が家庭生活以外の活動に参加しやすい環境をつくっていくこと」58.7%が最も高く、次いで「農林水産業に携わる人々の男女共同参画社会に対する意識を高めること」47.8%、「農林水産業分野や地域社会活動において男女が対等に活躍できる環境づくり」41.3%となっています。

■農林水産業の分野での男女共同参画推進に必要なこと（農林水産業従事者比較）



⑤暴力の根絶について

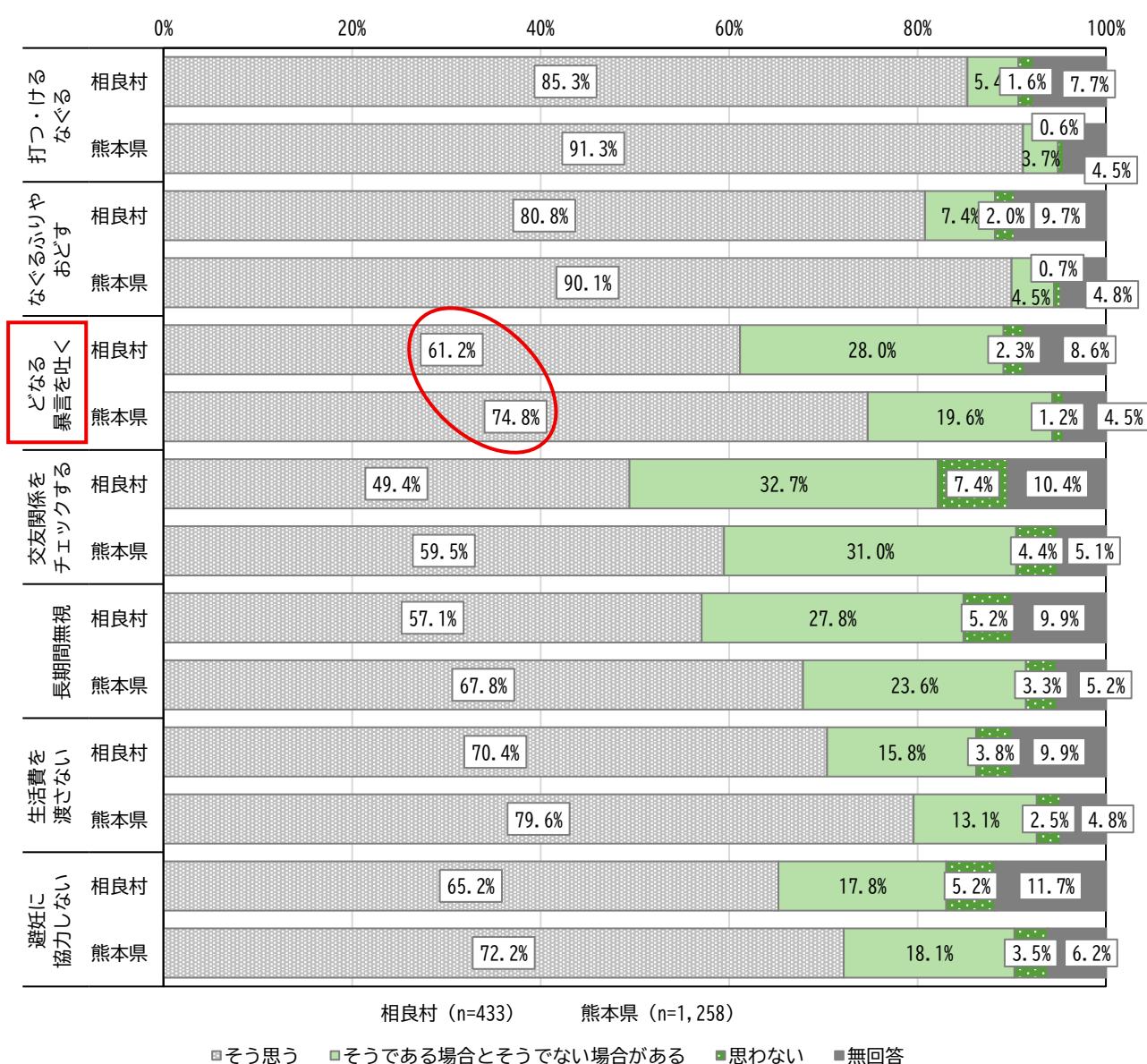
ア) DVに対する自認度

それぞれの行為に対して、それがDV（ドメスティック・バイオレンス）になりうると認識しているかについて分野別でみると、すべての分野で「そう思う」が4割を超えています。

特に、「打つ・ける・なぐる」、「なぐるふりやおどす」など身体的な暴力については8割台の人が「そう思う」と回答しています。

また、熊本県と比較すると、本村はすべての項目で熊本県よりも「そう思う」の割合が低くなっています、「どなる・暴言を吐く」行為を「そう思う」と回答した人の割合が熊本県と比較して13.6ポイントの差があります。

■ DVに対する自認度（熊本県との比較）

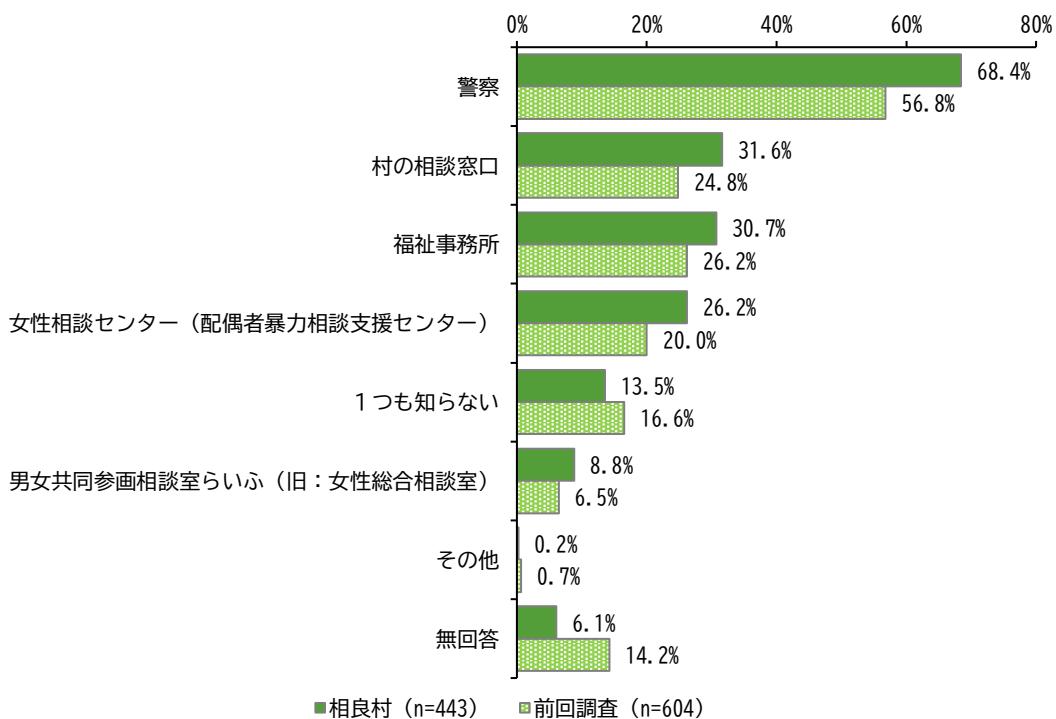


イ) DVに関する相談機関の認知状況

DVに関する相談機関の認知状況について、「警察」と回答した人の割合が68.4%と最も高く、次いで「村の相談窓口」が31.6%、「福祉事務所」が30.7%となっています。

また前回調査と比較して、「1つも知らない」回答者が3.1ポイント減少しましたが、13.5%存在しています。

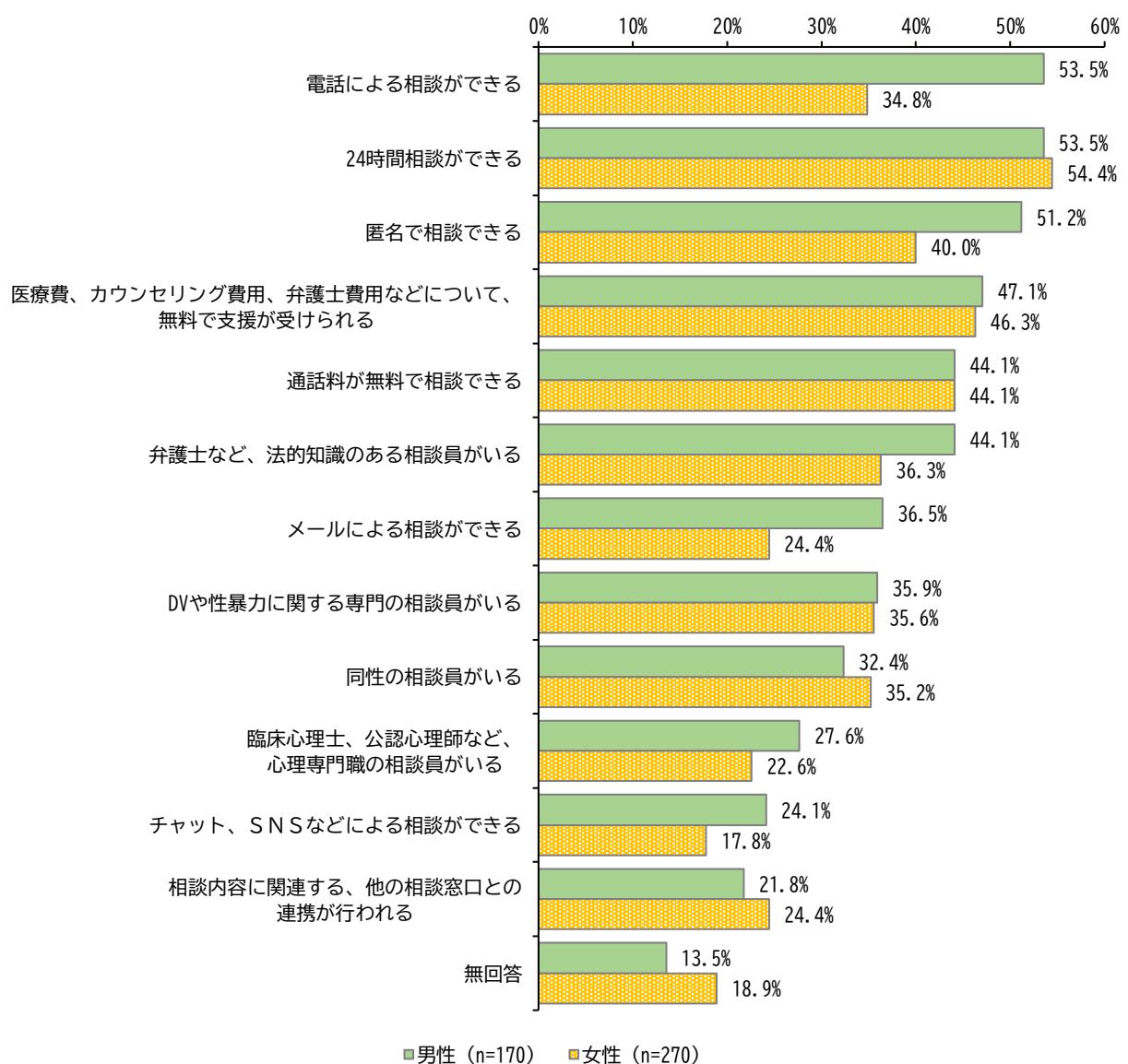
■DVに関する相談機関の認知状況（前回調査比較）



ウ) 相談できる窓口に配慮してほしいこと

悩みを相談できる窓口に配慮してほしいことについて男女間で比較したところ、男性では「電話による相談ができる」と「24 時間相談ができる」が最も高く、次いで「匿名で相談ができる」が高くなっています。女性では「24 時間相談ができる」が最も高く、次いで「医療費、カウンセリング費用、弁護士費用などについて、無料で支援が受けられる」、「通話料が無料で相談できる」の順で高くなっています。

■相談できる窓口に配慮してほしいこと（男女別比較）

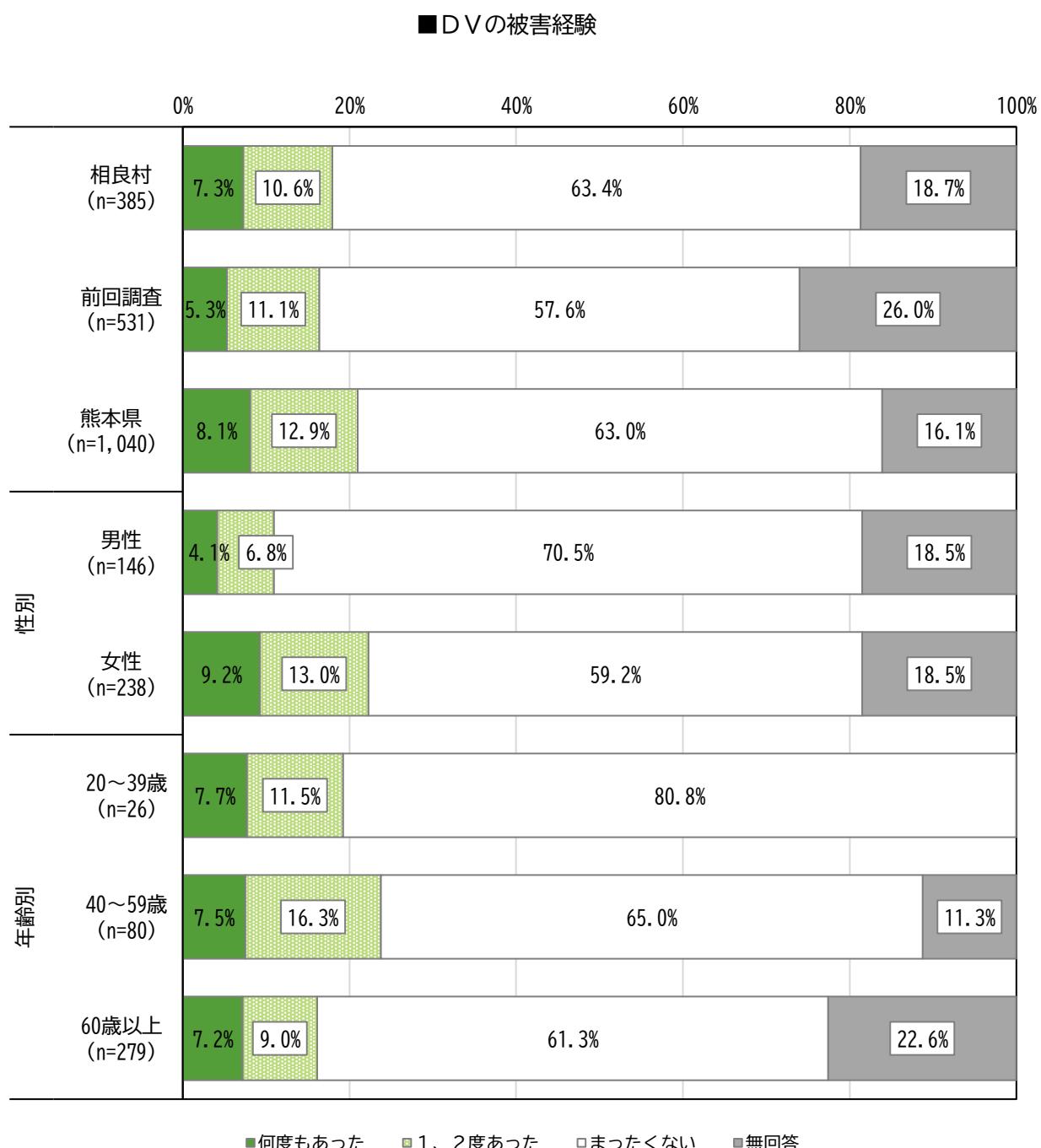


工) DVの被害経験

『DVの被害経験がある』(「何度もあった」と「1、2度あった」の合計)が相良村全体では17.9%、「まったくない」が63.4%となっています。

『DVの被害経験がある』について、男女別でみると、男性が10.9%、女性が22.2%と、女性が11.3ポイント上回っています。「何度もあった」については、女性が5.1ポイント上回っています。

年齢別で比較すると、40~59歳の層が23.8%と最も高くなっています。



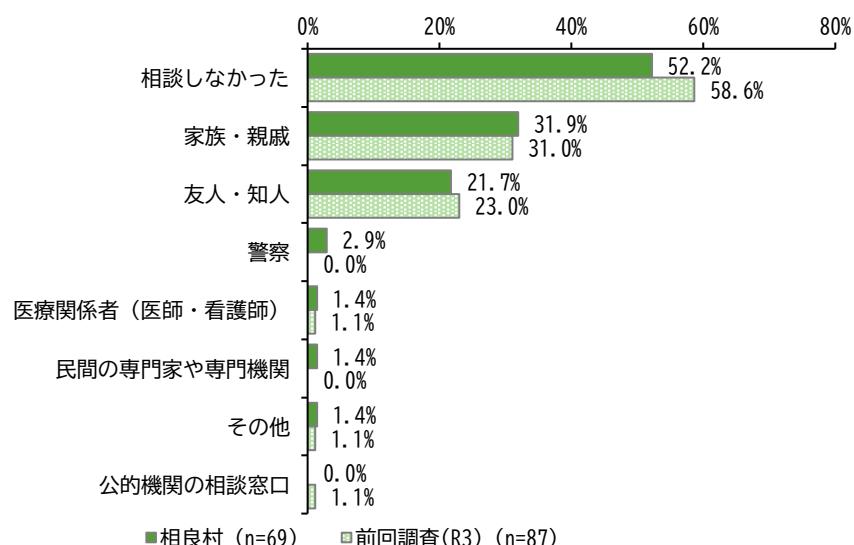
才) DV被害者の相談状況

DV被害の相談相手については、前回と同じく「家族・親戚」が最も高く31.9%、次いで「友人・知人」が21.7%となっています。

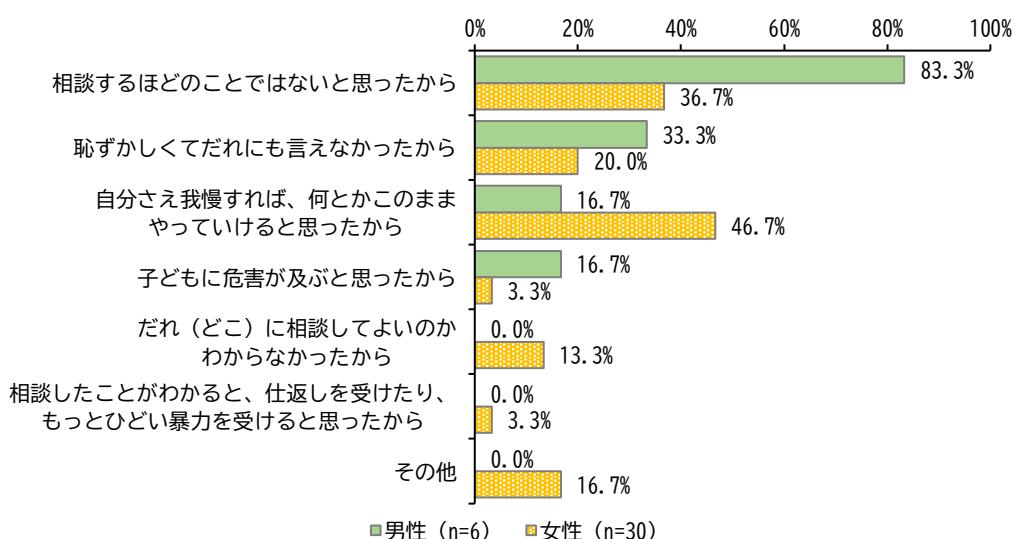
また、その他の相談先は少数となっており、「相談しなかった」が52.2%となっていることから、村民への相談窓口の周知と、安心して利用できる環境づくりが求められます。

DV被害者が相談しなかった理由について男女別でみると、男性では「相談するほどのことではないと思ったから」や「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が、女性では、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから」と「相談するほどのことではないと思ったから」が、それぞれ高くなっています。

■DV被害を受けた時の相談相手（前回比較）



■DV被害者が相談しなかった理由（男女別比較）

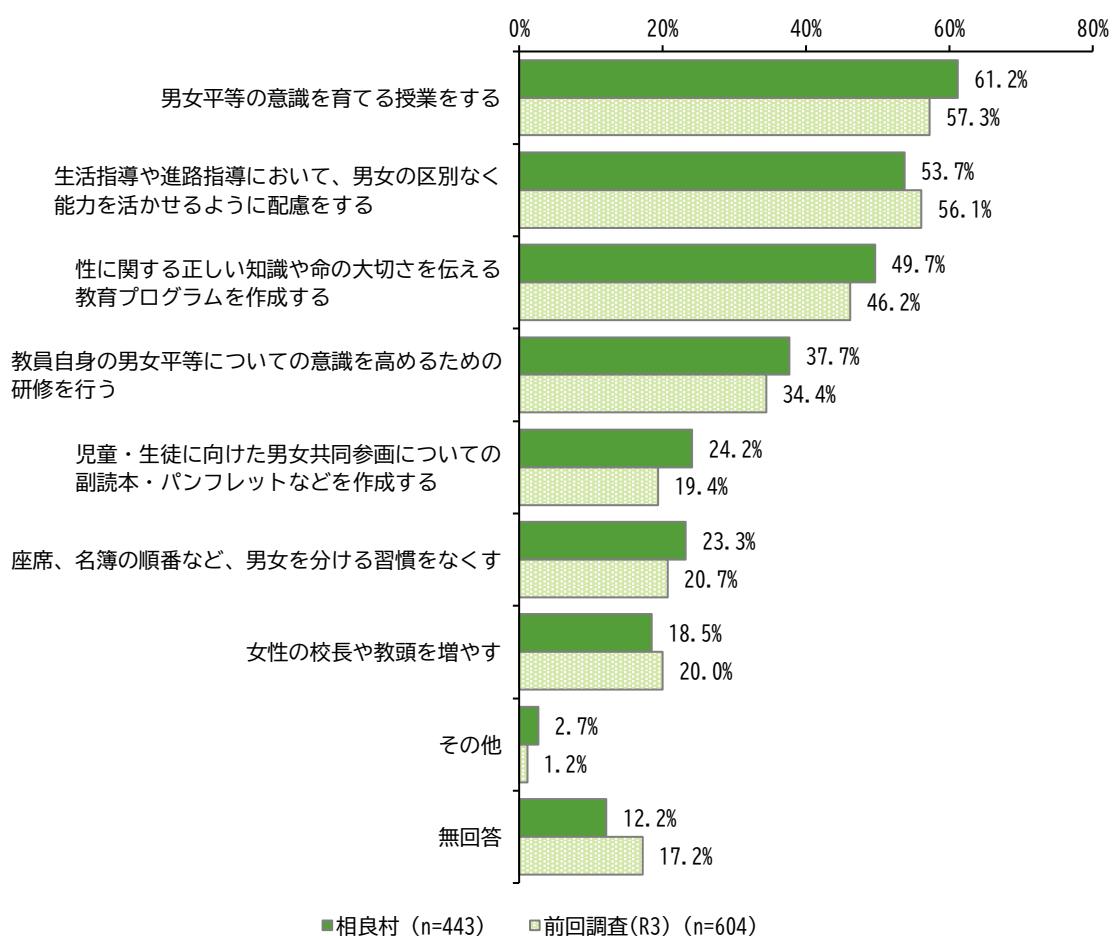


⑥今後の相良村のために

ア) 学校教育の分野での男女共同参画推進に必要な取組

学校教育（小・中・高等学校）のなかで男女共同参画の推進に必要な取組については、「男女平等の意識を育てる授業をする」が最も多く、次いで「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮する」、「性に関する正しい知識や命の大切さを伝える教育プログラムを作成する」となっています。

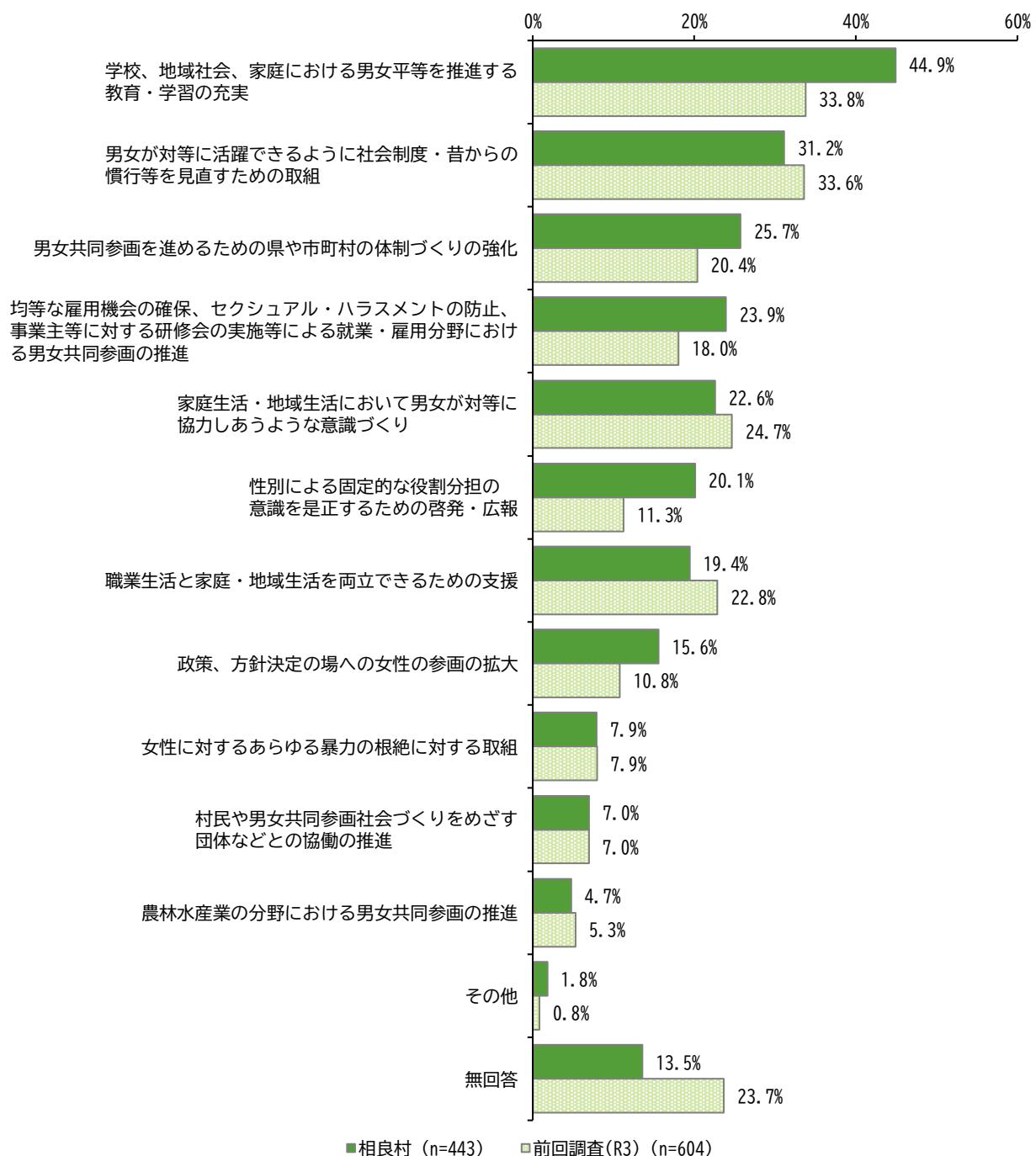
■学校教育の分野での男女共同参画推進に必要な取組（前回比較）



イ) 行政が男女共同参画社会形成のために力を入れるべき施策

行政が男女共同参画社会を形成するために力を入れるべき施策について、「学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実」が最も高く、次いで「男女が対等に活躍できるように社会制度・昔からの慣習等を見直すための取組」、「男女共同参画を進めるための県や市町村の体制づくりの強化」となっています。

■行政が男女共同参画社会形成のために力を入れるべき施策（前回比較）



(3) 中学生向け意識調査結果の概要

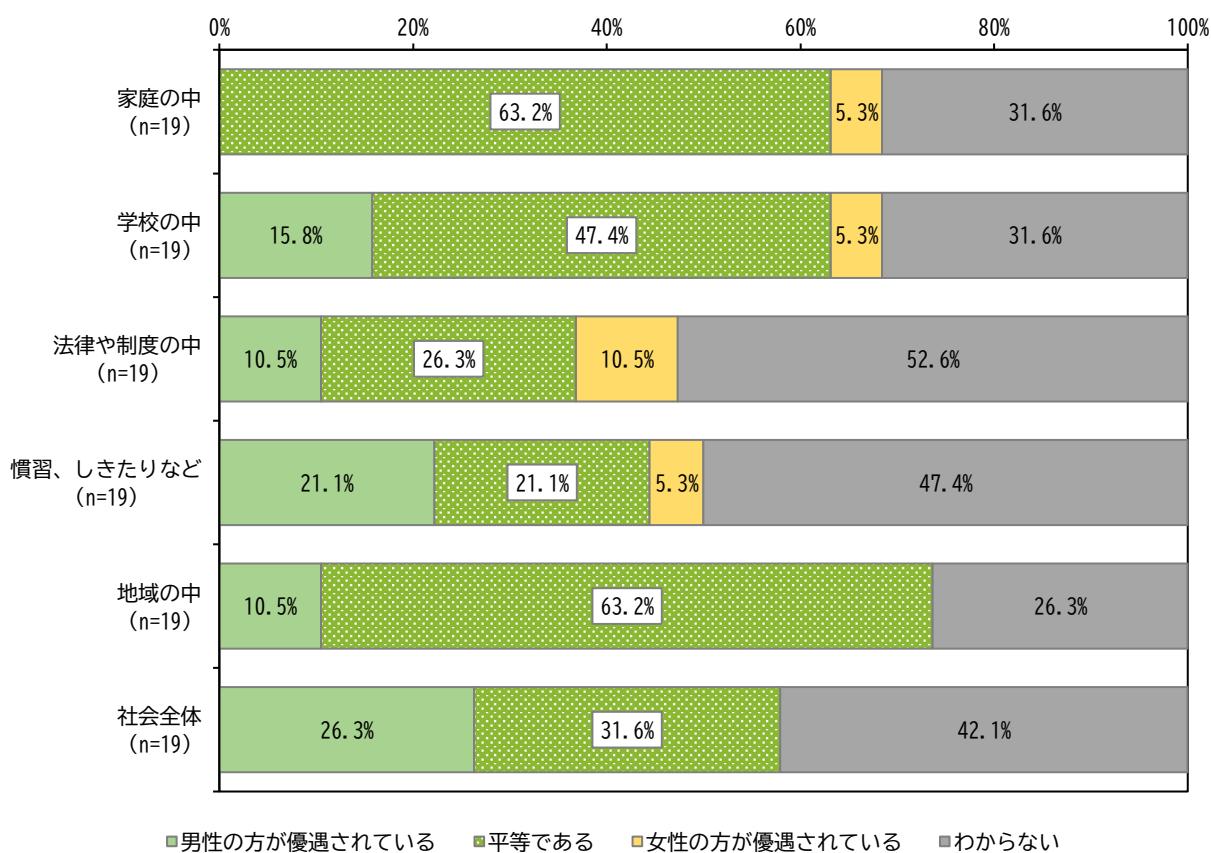
①男女平等について

ア) 男女の地位の平等感について

男女の地位の平等感について、分野ごとにそれぞれ最も高い選択肢をみると、「家庭の中」、「学校の中」、「地域の中」は「平等である」が最も高くなっています。

またそのほか3つの項目では、「わからない」が最も高く、4割以上となっています。

「習慣、しきたりなど」や「社会全体」では、『男性が優遇されている』（「男性のほうが非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）の割合が他の項目に比べ高く、「法律や制度の中」では、『女性が優遇されている』（「どちらかといえば女性が優遇されている」と「女性が非常に優遇されている」の合計）の割合が他の項目に比べ高くなっています。

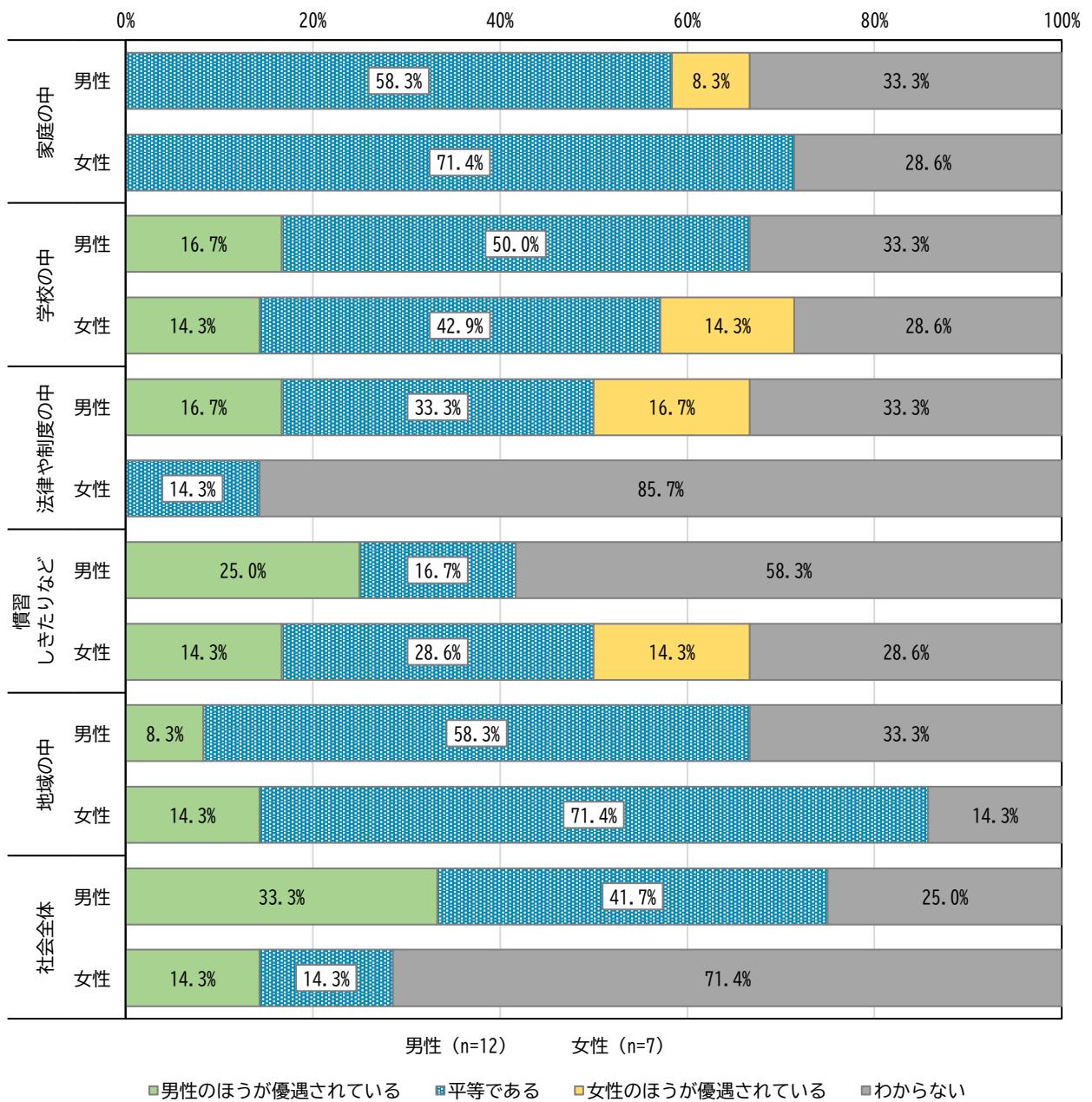


男女の地位の平等感について男女間で比較すると、「家庭の中」、「地域の中」では「平等である」について女性が男性を上回っています。

男女差が大きい分野について、「家庭の中」、「法律や制度の中」では男性が『女性のほうが優遇されている』と回答している人がいる一方、「地域の中」では女性が『男性のほうが優遇されている』と回答している割合が男性の比べ、6.0 ポイント高くなっています。

また、「法律や制度の中」では「わからない」と回答した女性が 85.7% と、男性より 52.4 ポイント上回っており、その他複数の項目でも「わからない」が3割以上と高くなっています。

■男女の地位の平等感（男女別比較）

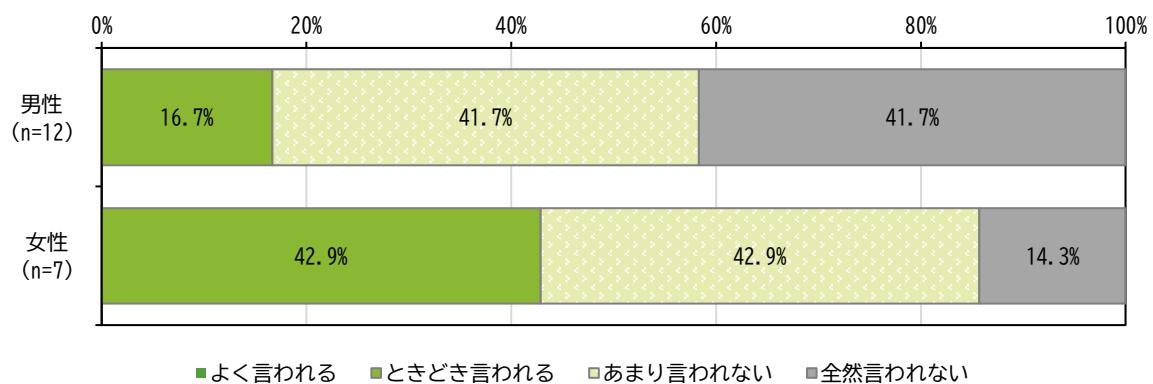


イ) 「男だから」「女だから」と言わされた経験について

「男だから、女だから〇〇しなさい」と言わされた経験の有無について男女別でみると、男性の 16.7%、女性の 42.9% が『言われる』(「よく言われる」と「ときどき言われる」の合計)と回答しています。

また、「全然言われない」について男性では 41.7%、女性では 14.3% と 27.4 ポイントの差があり、女性のほうが「女だから〇〇しなさい」と言わされた経験が多いことがうかがえます。

言わされた内容については、男性では「お手伝い」や「泣いたとき」、女性では「座り方」や「ことばづかい」、「歩き方」などがあげられています。「服装・身だしなみ」は男女共通してあげられています。



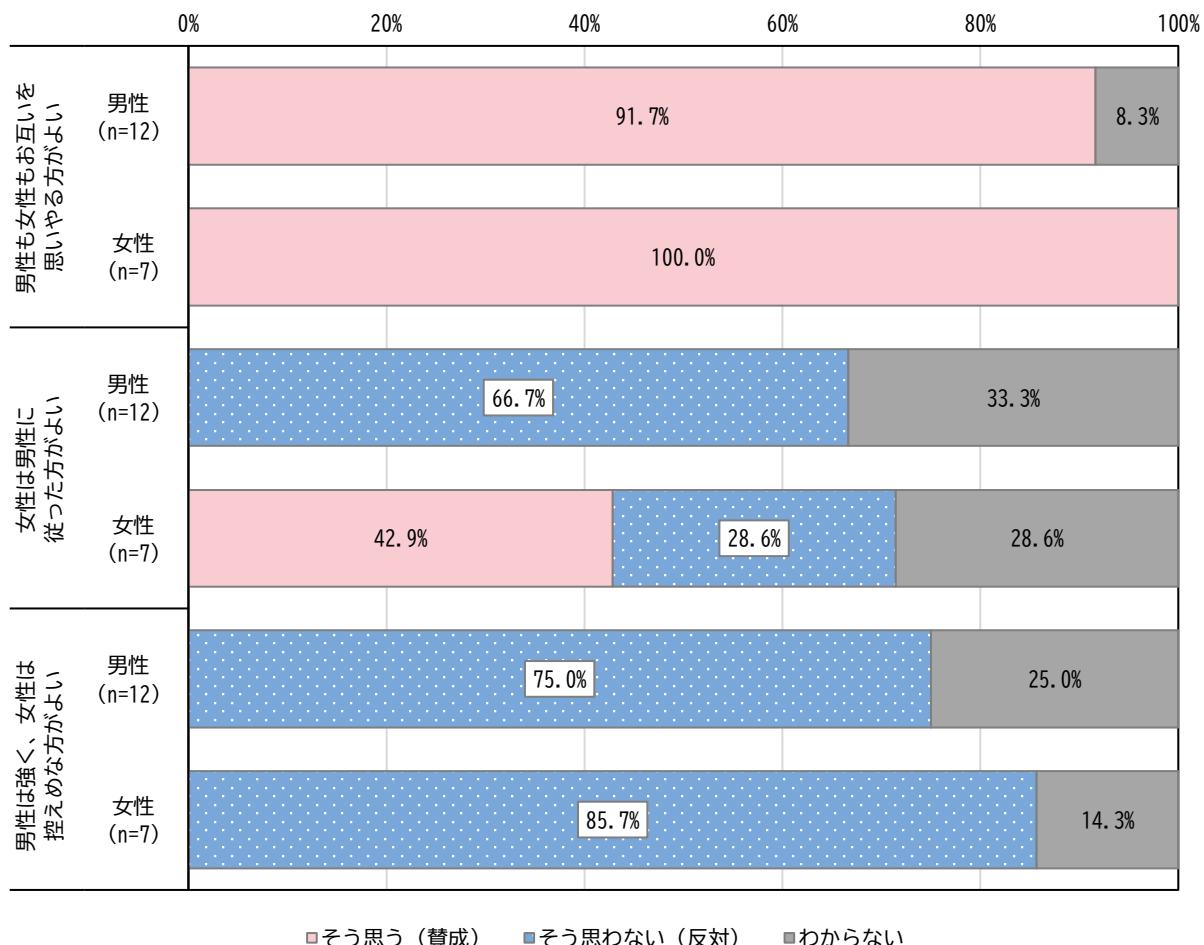
■ 「よく言われる」、「ときどき言われる」人の言わされた内容（男女別比較）



②男女の関係について

男女の関係に対する色々な考えに賛同するかについて男女別でみると、「男性も女性もお互いを思いやる方がよい」という考えについては、男女ともに多くが『そう思う』(「そう思う（賛成）」と「どちらかといえばそう思う」の合計)と回答し、「女性は男性に従った方が良い」という考えについては、男性の 66.7%、女性の 28.6%が『そう思わない』(「そう思わない（反対）」と「どちらかといえばそう思わない」の合計)と回答しています。「男性は強く、女性は控えめな方がいい」という考え方については、男性の 75.0%、女性の 85.7%が『そう思わない』と回答しています。

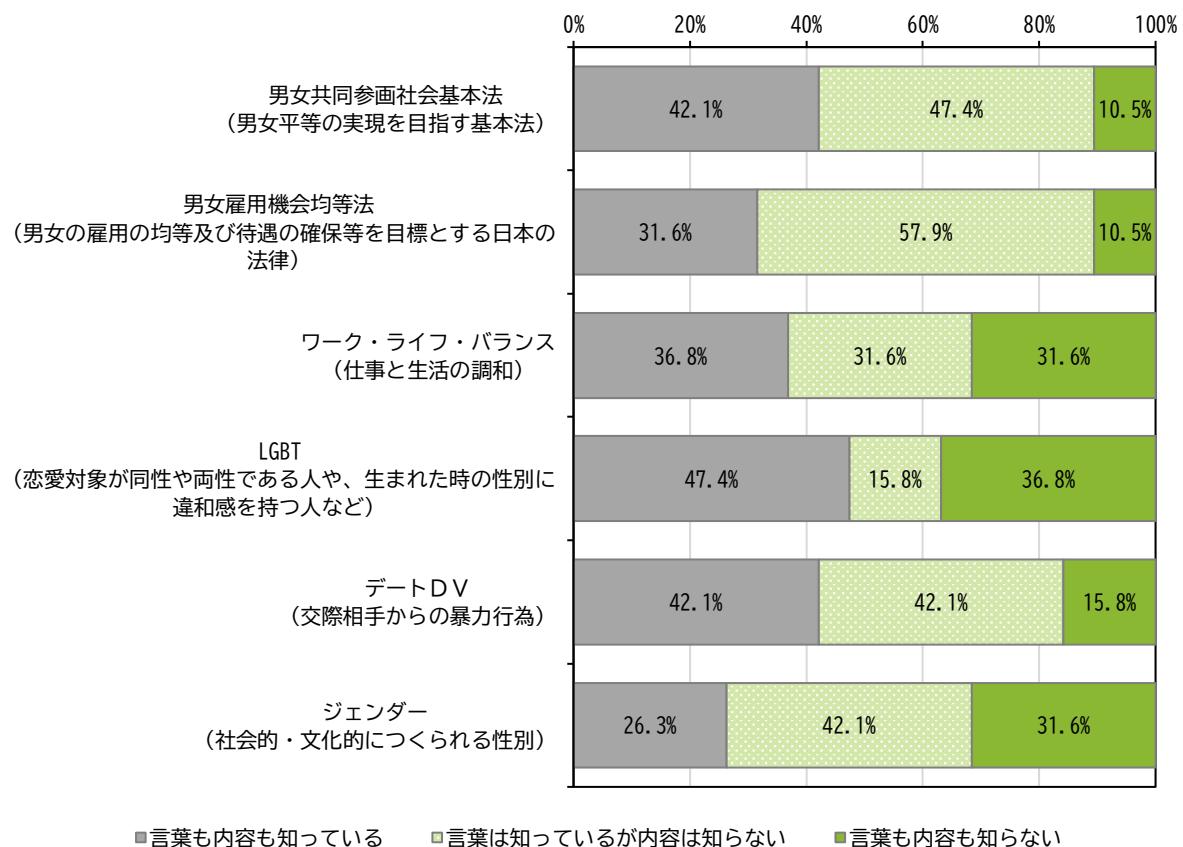
■男女の関係やあり方について（男女別比較）



③男女共同参画の推進について

ア) 男女共同参画に関する用語の認知度

男女共同参画に関する用語について、「言葉も内容も知っている」割合をみると、「LGBT」について 47.4%と最も高くなっていますが、すべての項目で、言葉も内容も理解している人の割合は半数以下となっています。



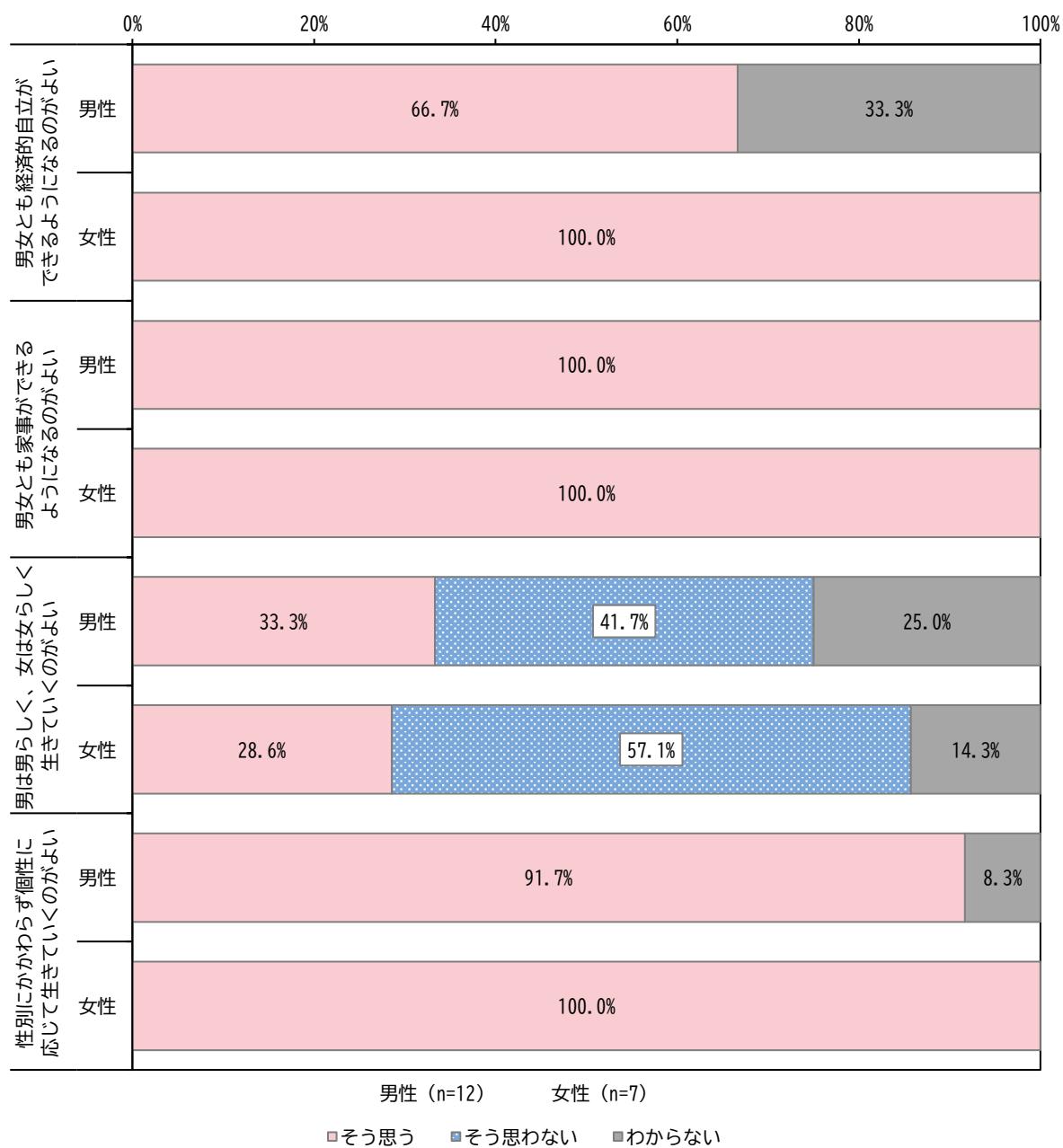
■言葉も内容も知っている □言葉は知っているが内容は知らない ■言葉も内容も知らない

イ) これからの男女のあり方について

これからの男女のあり方については、「男女とも経済的に自立ができるようになるのがよい」、「男女とも家事ができるようになるのがよい」、「性別にかかわらず個性に応じて生きていくのがよい」の3項目については、男性は6割以上、女性は全員が『そう思う』(「そう思う(賛成)」+「どちらかといえばそう思う」の合計)と回答しています。

「男は男らしく、女は女らしく生きていくのがよい」については、男性は4割以上、女性は半数以上が『そう思わない』(「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない(反対)」の合計)と回答しています。

■これからの男女のあり方について（男女別比較）



ウ) 男女が平等になるために重要なこと

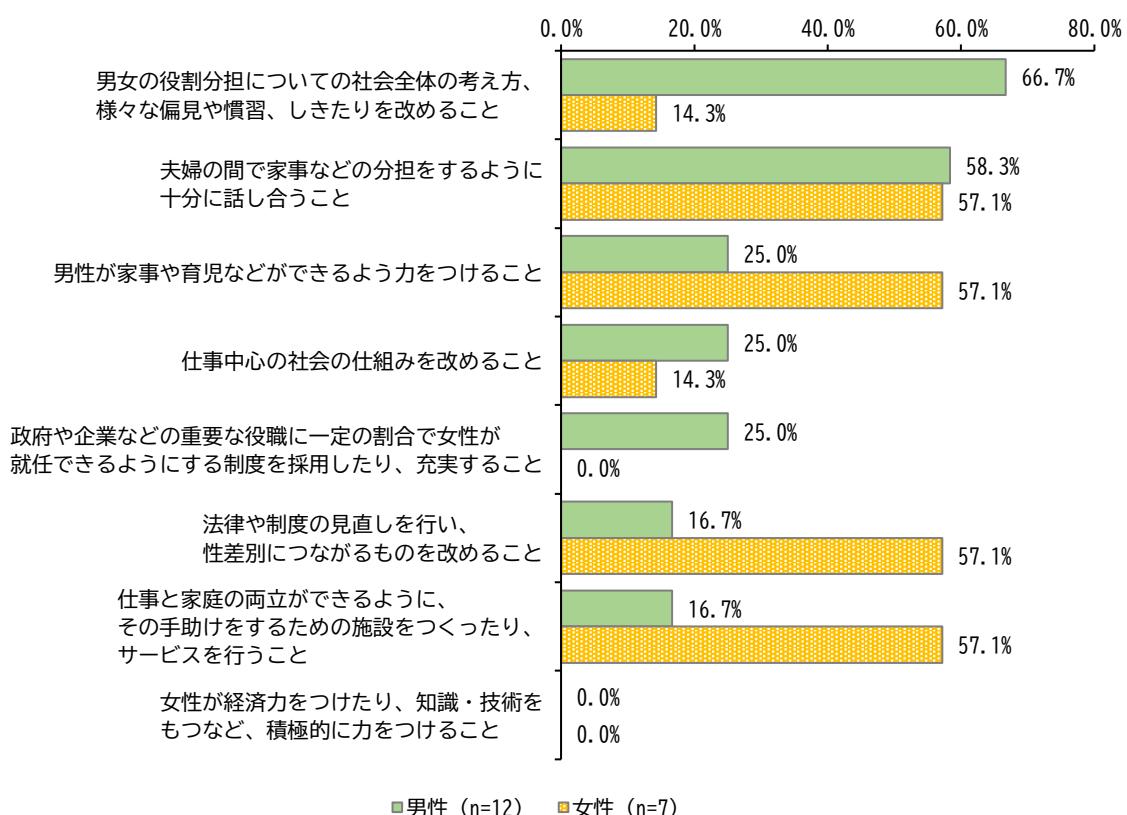
男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なことについて男女別でみると、男性では「男女の役割分担についての社会全体の考え方、様々な偏見や慣習、しきたりを改めること」や「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと」が高くなっています。

女性では、「法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものを見直すこと」や「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと」、「男性が家事や育児などができるよう力をつけること」、「仕事と家庭の両立ができるように、その手助けをするための施設をつくったり、サービスを行うこと」が高くなっています。

男女間で差がある項目についてみると、「男女の役割分担についての社会全体の考え方、様々な偏見や慣習、しきたりを改めること」や「政府や企業などの重要な役職に一定の割合で女性が就任できるようにする制度を採用したり、充実すること」について、男性が女性を上回っています。

反対に、「法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものを見直すこと」や「仕事と家庭の両立ができるように、その手助けをするための施設をつくったり、サービスを行うこと」については、女性が男性を上回っています。

■男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なこと（男女別比較）

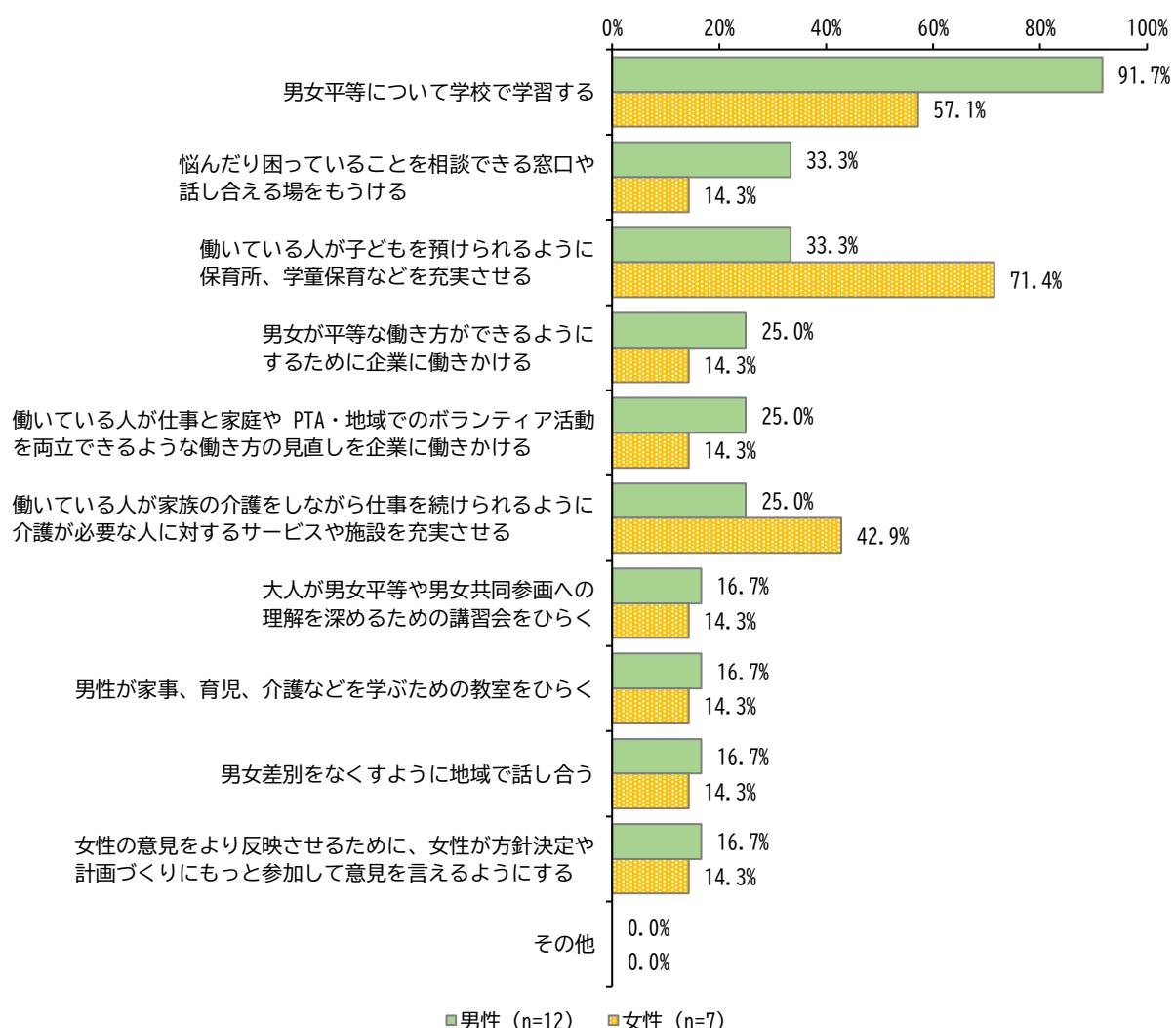


工) 相良村が取り組むべきこと

男女共同参画社会の実現のために相良村が取り組むべきこととしては、男女ともに「男女平等について学校で学習する」、「働いている人が子どもを預けられるように保育所、学童保育などを充実させる」が上位となっています。

男女間で差がある項目についてみると、「男女平等について学校で学習する」、「悩んだり困っていることを相談できる窓口や話し合える場をもうける」について、男性が女性を約20ポイント上回っています。また、「働いている人が子どもを預けられるように保育所、学童保育などを充実させる」、「働いている人が家族の介護をしながら仕事を続けられるように介護が必要な人に対するサービスや施設を充実させる」については、女性が男性を15ポイント以上上回っています。

■男女共同参画社会の実現のために相良村が取り組むべきこと（男女別比較）



5. 計画の数値目標達成状況について

令和4年3月に策定した相良村男女共同参画計画(第2次)では、計画の数値目標を設定し、施策を推進してきました。村民意識調査結果や、現状値との比較を行い、進捗状況の把握を行いました。

項目	令和3年度	第2次計画 目標値	現状 (令和7年度)
男女共同参画が「実現している」と思う 村民の割合 (出典：アンケート調査結果)	34.0%	50.0%	46.0%
「相良村全体」で男女の地位が 「平等になっている」と思う村民の割合 (出典：アンケート調査結果)	33.6%	50.0%	28.7%
女性公務員の課長職相当の登用割合	22.2%	32.0%	22.2%
委員会等の女性委員の登用割合	17.4%	30.0%	30.4%
審議会等の女性委員の登用割合	13.6%	20.0%	10.4%
自治会長における女性の登用人数	1人	3人	1人
家族経営協定締結農家戸数 (出典：相良村特定事業主行動計画の設定目標)	22戸	30戸	23戸

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本計画は、男女の人権を尊重し豊かで活力ある社会を実現することの重要性を踏まえ、男女共同参画社会の形成に関する施策を定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するものです。

のことから、計画の基本理念を、国の男女共同参画社会形成に関する根幹である男女共同参画社会基本法に沿って以下のとおり定めます。

基本理念1 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

基本理念2 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

基本理念3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

基本理念4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

基本理念5 國際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

2. 計画の基本目標

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

この男女共同参画社会の実現は、お互いに権利を尊重しあい、性別に関わりなく、個人の意思によってさまざまな場に参加し個性と能力を発揮することで、誰もが自分らしく生きることができる社会を意味します。

本村においては、これまで相良村男女共同参画社会推進懇話会を中心に男女共同参画を推進してきました。しかし、近年、人口減少社会や少子高齢化等により、家族のあり方や、人の価値観やライフスタイルが多様化していることに加え、大規模災害の発生や世界規模の感染症が流行するなど私たちを取り巻く社会や地域の状況も大きく変化してきています。また、相良村内では、男女共同参画に関する周知・啓発や、家庭や地域で男女が協力し合う意識づくり、地域の中に残る固定的な役割意識やそれに基づく慣習・しきたりをより望ましい方向へ向けるためのさらなる取組などが求められています。これらの状況を踏まえ、現状に即した施策を総合的に推進することで、男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。

この度、相良村男女共同参画計画（第3次）を策定するにあたり、「一人ひとりが尊重され、自分らしく生きられるむら」を計画の基本目標としました。この基本目標の下に、男女共同参画に関する取組を推進し、すべての人がお互いに思いやる心を持ち相手を尊重することで、住民の誰もが自分の希望する場で自分らしく活躍でき、いきいきと暮らせるむらづくりを推進します。

**一人ひとりが尊重され、
自分らしく生きられるむら**

3. 計画の重点目標

重点目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画について学び、人権を尊重する意識を持つことが重要となります。男女共同参画についての正しい理解を促進するための周知・啓発や、男女共同参画教育を推進し、男女共同参画に対する認識を深め、すべての人の人格と権利を尊重する意識の向上を図ります。

重点目標2 男女が共に参画する社会づくり

施策・方針決定過程への女性の参画の推進、家庭への男性の参加促進、地域での男女共同参画の推進など、様々な場面での男女共同参画を推進し、男女が共にあらゆる分野に参画し活躍する社会づくりに努めます。

重点目標3 健康で安心して暮らせるむらづくり

誰もがその個性と意思のもとに能力を発揮し活躍するためには、心身共に健康であることと安定した生活を送ることが前提となります。

生涯を通じた心と体の健康づくりを推進するとともに、妊娠や出産といった性別特有の健康上の問題があることを踏まえ、性別や年齢を超えた幅広い支援の充実に努めます。

様々な事情や課題を抱えた人も含めすべての人が安心して暮らせるように、生活環境の整備を図ります。

重点目標4 女性が活躍し男女が共に働きやすい環境づくり

活力ある社会の構築のためには、男女が共に仕事と生活が調和し、自分に合った働き方ができる環境づくりが重要となります。女性の活躍を支える環境の整備、仕事と家庭・地域生活の両立支援、働く場における男女共同参画など、誰もが働きやすい環境づくりを推進します。

重点目標5 男女におけるあらゆる暴力の根絶

男女の人権の尊重は男女共同参画の基本的事項であり、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）をはじめとする暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で達成すべき重要な課題となります。暴力の未然防止や早期発見のための教育・啓発の推進や発生時の相談・支援体制の充実に努め、あらゆる暴力の根絶を目指します。

4. 施策の体系

基本目標 一人ひとりが尊重され、自分らしく生きられるむら	重点目標	施策
	<p>1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり</p>	<p>施策1 男女共同参画に関する意識啓発の推進</p> <p>施策2 男女共同参画教育の推進</p>
	<p>2 男女が共に参画する社会づくり</p>	<p>施策1 政策・方針決定過程への女性の参画推進</p> <p>施策2 家庭における男女共同参画の推進</p> <p>施策3 地域における男女共同参画の推進</p> <p>施策4 防災・災害対策における男女共同参画の推進</p>
	<p>3 健康で安心して暮らせるむらづくり</p>	<p>施策1 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進</p> <p>施策2 誰もが安心して暮らせる生活環境の整備</p>
	<p>4 女性が活躍し男女が共に働きやすい環境づくり</p>	<p>相良村女性の活躍推進計画</p> <p>施策1 女性の活躍を支える環境の整備</p> <p>施策2 仕事と家庭・地域生活の両立支援</p> <p>施策3 働く場における男女共同参画の推進</p>
	<p>5 男女におけるあらゆる暴力の根絶</p>	<p>相良村DV防止基本計画</p> <p>相良村困難女性支援基本計画</p> <p>施策1 暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進</p> <p>施策2 相談・支援体制の充実</p>

第4章 具体的な取組

重点目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、一人ひとりが互いを尊重する意識づくりが重要であり、そのためには男女共同参画や人権に関する継続的な周知・啓発や、研修・学習等の推進が不可欠となります。

令和7年10月に実施した「男女共同参画に関する村民意識調査結果（以下「村民意識調査」という。）」では、各分野での男女の地位の平等感（P.24 参照）について、政治、社会通念やしきたり、地域活動、社会全体の分野で、男性が優遇されていると感じる人が多いことや、村が力を入れるべき施策（P.43 参照）として、学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実が上位に挙げられていることから、男女平等・男女共同参画に関する周知・啓発や教育の推進が求められます。

学校教育については、「男女共同参画に関する中学生意識調査結果（以下「中学生意識調査」という。）」で、中学生の男女共同参画に関する用語の認知度（P.48 参照）について、多くの項目で認知度が5割以下となっていることや、村民意識調査で、学校教育で必要な取組（P.42 参照）として「男女平等の意識を育てる授業の実施」や、「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるように配慮すること」が挙げられていることから、男女共同参画に関する教育や性別にとらわれないキャリア教育の推進が求められます。

また、性のあり方は多様であり、出生時に判定された身体の性に加えて、自分の性をどのように認識しているか（ジェンダーアイデンティティ）や、どの性に対して恋愛・性愛感情を持つのか、又は持たないのか（性的指向）などの考え方についても周知・啓発を進め、正しい理解とすべての人を尊重する意識づくりが求められます。

施策1 男女共同参画に関する意識啓発の推進

【施策の基本方針】

男女共同参画や人権の尊重等に関する理解促進と意識の向上を目指し、周知・啓発や広報活動を積極的に展開します。

【具体的な施策】

男女共同参画に関する広報・啓発

- 広報「さがら」や村のホームページ、ポスター、リーフレットなどによる周知・広報に努め、男女共同参画に関する啓発を推進します。
- 村民に対する情報発信の際には、男女共同参画の視点に立った広報を行います。

■関連部署：企画商工課 教育委員会

様々な機会を通じた意識啓発

- 地域の会合や研修会・講演会、生涯学習など様々な機会を通じて人権の尊重と男女共同参画に関する意識啓発を行います。
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための周知・啓発を図ります。

■関連部署：企画商工課

男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供

- 男女共同参画や人権の確立に関する教育・学習の推進のために、男女共同参画に関する図書や資料等を広く収集し、村民に提供します。

■関連部署：企画商工課

村職員への男女共同参画に関する研修等の実施

- 男女共同参画についての理解を深め、各施策や業務に男女共同参画の視点を導入できるよう研修を行います。
- 窓口対応や相談支援を行う職員が、男女共同参画の視点で適切な対応ができるように、情報提供等を行います。

■関連部署：企画商工課

施策2 男女共同参画教育の推進

【施策の基本方針】

人権教育や学校向けの取組など、男女共同参画教育を推進します。

【具体的な施策】

学校における男女共同参画教育の実施

- 次代を担う子どもたちが男女共同参画について正しく理解し、意識を育むことができるよう、男女共同参画に関する教育を推進します。

■関連部署：教育委員会

教職員等に対する男女共同参画研修等の推進

- 男女共同参画の視点に立った教育を推進するため、教職員に対し、男女共同参画に関する研修等への参加を促進します。
- 保育士等に対し、熊本県等が実施する保育士を対象とする研修等についての周知を行います。

■関連部署：教育委員会 保健福祉課

人権教育・学習の推進

- 男女がお互いの人権を尊重する意識を持つように、様々な機会を通じた人権に関する情報提供や人権教育の充実を図ります。

■関連部署：企画商工課 保健福祉課 教育委員会

キャリア教育の推進

- 小中学校において、固定的性別役割分担意識にとらわれず、主体的な進路や職業を選択できる能力・態度を身につけることができるようなキャリア教育を推進します。

■関連部署：教育委員会

地域における男女共同参画に関する教育

- 男女がお互いの人権を尊重し、互いを理解し助け合うような人間形成を図るための研修機会として、自治会や小中学校等における保護者会等において家庭教育学習の実施や男女共同参画に関する情報提供を図ります。

■関連部署：教育委員会 保健福祉課

重点目標2 男女が共に参画する社会づくり

現状と課題

多様な価値観・様々な視点が確保され、すべての人が尊重される社会の実現のためには、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女がともに参画し、女性の活躍が進むことが不可欠です。

しかし、村民意識調査結果をみると、分野ごとの男女の地位の平等感（P.24 参照）について、「相良村全体」や「政治」、「社会通念」、「地域活動」、「社会全体」の分野において男性が優遇されていると感じる人が多いのが現状です。

本役場では、女性の管理職の登用率等の目標を定め、登用を推進、達成しています。しかし、統計データ（P.17 参照）から、審議会等の女性委員の割合は県内平均を下回っていることや、村民意識調査結果から、自身が地域の役職に推薦された場合（P.32 参照）、断ると回答している女性が約4割存在していることから、地域の各種団体での男女共同参画の推進が課題となります。

また、断る理由（P.32 参照）として、役職につく知識や経験がないことを理由に挙げる女性が多いことから、女性が参加しやすく意見を言いやすい場づくりなどの取組が重要となります。

男性側から女性に断ることをすすめる理由（P.32 参照）として、「家族の協力が得られないから」、「家事・育児や介護に支障が出るから」という理由が上がっていることから、地域活動で中心となって活動するためには、家族が活動に理解を示し、家事や育児・介護について家族の一員として協力し合う意識を持つことが重要となります。家庭生活（P.24 参照）においては男女平等であると感じる人が多いものの、女性の就業率の上昇（P.12 参照）などから、家族が一層協力し、よりよい家庭づくりを目指すことが重要となります。

また、世帯ごとの働き方や生活スタイルが多様化していることから、それぞれの世帯にあった家庭生活のスタイルを見つけられるよう、各種制度や相談支援等の充実が求められます。

中学生意識調査結果から、男女が平等になるために重要なこと（P.50 参照）について、男性は「社会の仕組みや慣習を変えること」が、女性は「法律や制度の見直しや男性の家庭への参加促進」それぞれが重要であると考えており、社会や地域の男女共同参画の推進や、男性の家庭への参加促進が求められています。

また、近年、大規模災害が頻発しており、本村でも、防災対策のより一層の充実・強化が求められています。非常時は、避難所での過ごし方や必要な物資等、性別によるニーズの違いが顕在化しやすく、負担につながりやすいことから、男女共同参画の視点を反映した防災対策の充実が重要となります。

村民意識調査結果では、男女共同参画の視点から避難所に避難した際、改善すべき問題点（P.33 参照）として、間仕切りや授乳室、着替え室等のプライバシーを守る配慮や、育児・介護用品や生理用品の不足、トイレや入浴施設の男女別の配慮・設置場所の防犯面を懸念する声が多く、プライバシーの確保、要配慮者への対応、防犯対策が求められています。

施策1 政策・方針決定過程への女性の参画推進

【施策の基本方針】

政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、より多様で多くの意見を反映させるために重要な事項となります。村が率先して審議会や管理職等への女性の登用・参画の後押しや、相良村特定事業主行動計画に基づく女性の活躍に向けた体制整備に取り組み、男女が共に方針決定に参画するむらづくりに努めます。

【具体的な施策】

村の審議会等における女性委員の積極的登用

- 村の政策・方針決定に関わる審議会等において、女性委員の登用を積極的に進めます。

■関連部署：関係各課

村の管理職等への女性登用

- 人材育成及び女性職員の職域拡大（配置の見直し）を積極的に進め、女性の管理職等への登用を推進します。

■関連部署：総務課

女性のエンパワーメントを目的とした研修の充実

- 女性職員の資質向上とキャリア形成底上げのための研修等を充実するとともに、希望する女性職員が研修に参加できる環境を整備します。

■関連部署：総務課

施策2 家庭における男女共同参画の推進

【施策の基本方針】

よりよい家庭づくりについて、男女が共に考え、行動することは、家庭における男女共同参画の第一歩です。男女が共に家事、育児、介護等に積極的に参加するように、広報等を通じて啓発を行います。

【具体的な施策】

男性の家事・育児・介護等への積極的な参加の促進

●長時間労働の見直しや育児・介護休業の利用に関する周知・啓発を行い、男性の家庭参画を促進します。

●両親学級への両親での参加を奨励し、父親の育児等への積極的な参加を促進します。

■関連部署：企画商工課 保健福祉課

施策3 地域における男女共同参画の推進

【施策の基本方針】

地域活動における方針の立案及び決定への女性の参画や、地域活動での男女の協力を促進するため、地域における各種活動を支援するとともに、人材育成に努めます。

【具体的な施策】

様々な分野における企画立案・方針決定の場への女性の参画促進

- 地区会や地域づくりなど、地域のあらゆる分野における企画立案、方針決定に男女が共に参画できるように、女性の登用を積極的に推進します。

■関連部署：関係各課

地域活動に携わる人材の育成

- 女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、女性の参画拡大や地域のリーダーとなる人材の発掘・育成を推進します。

■関連部署：企画商工課

男女の共同参画の視点を生かした地域づくり

- 各種団体等への支援やネットワークづくり、地域コミュニティーの活性化など男女が手を携えた各種活動を支援します。

■関連部署：関係各課

女性が主体となる場の活動支援

- 女性が主体となる団体の活動支援を行います。
- 女性のみのワークショップや会合など、女性が積極的に発言したり活動する機会を創出します。その際には、主体的に活動する経験が少ない女性でも気軽に参加できる小規模な場を設けるなど、より活動しやすい場となるよう配慮し、活動経験を重ねられるよう取り組みます。

■関連部署：関係各課

施策4 防災・災害対策における男女共同参画の推進

【施策の基本方針】

令和2年7月豪雨などの経験を踏まえて、本村では令和3年6月に「相良村地域防災計画」を策定しました。この計画に基づき、防災及び災害発生から応急対応、復旧・復興の各段階で、男女が災害から受ける影響の違いなど、男性と女性の両方の視点を反映した対策の充実を推進します。

また、防災対策の方針決定の場や地域の防災組織等への女性の積極的な参加を促進します。

【具体的な施策】

安心して避難できる避難所環境の整備

- 授乳室、更衣室の必要性や女性用品の供給等、避難時の男女のニーズの違いを踏まえた設備や、ポスター掲示等による避難所における性暴力の発生防止など、男女が共に安心して過ごせる避難所のあり方の検討と、避難所環境の整備を行います。

■関連部署：総務課 関係各課

防災や復興に関する計画等での男女共同参画

- 地域防災計画、復興計画、防災対策、避難所運営など、平常時の備え・初動段階・避難生活及び復旧・復興の各段階において男女双方の意見を反映し、災害対策における男女共同参画を推進します。

■関連部署：総務課

防災組織等への女性の参加促進と人材育成

- 地域の防災力の向上を図るため、各地区の自主防災組織への女性の参加を促進します。
- 地域防災の中心となって活躍する女性を増やすために、村内の自主防災組織に対して、地域防災リーダー資格取得支援によるリーダー育成や研修、講演会の開催など、人材の育成を推進します。

■関連部署：総務課

女性消防隊活動の推進

- 女性の持つ能力を生かし、住民を対象とした防火・防災・応急手当等の指導及び啓発活動などの活動を促進します。
- 活動周知や隊員が参加しやすい活動に配慮し、女性の入隊を推進します。

■関連部署：総務課

重点目標3 健康で安心して暮らせるむらづくり

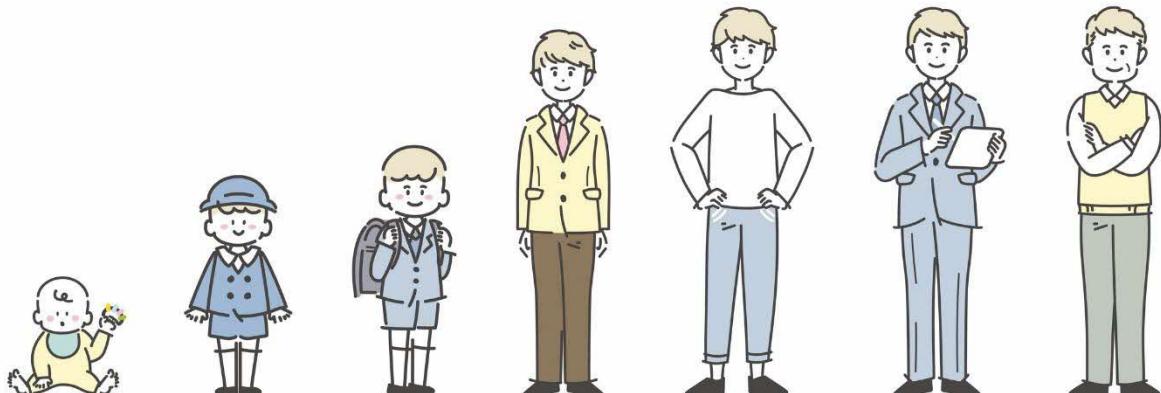
現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送ることは、誰もが個性と能力を発揮し活躍する男女共同参画社会の実現に必要な基本的な要件です。あらゆる人が健康な生活を送ることができるむらづくりのために、性別や年齢の違いを踏まえた多様な健康増進施策の推進と、安定・安心して暮らせる環境づくりが重要となります。

特に、女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴うホルモンバランスの変化によって、男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があります。そのため、女性が、妊娠や出産を自分で選択する権利があるという、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」は、国際的に女性の重要な権利の一つとされており、本村においても、これまで以上に女性の健康を様々な面からケアするとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する周知・啓発など、女性の健康施策を総合的・横断的に推進することが求められます。

また、女性は就労上男性よりも不利な立場にあり、経済的に困窮するリスクが高い状況にあります。全国的に、経済的な理由により生理用品を購入できないという「生理の貧困」や、高齢期の女性の貧困が社会問題となっていることから、生活困窮者に対する支援も重要な課題となります。

性的マイノリティであること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等それぞれ抱える困難に加えて、女性であることによって更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、あらゆる人が安心して暮らせる環境の整備が重要です。



施策1 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進

【施策の基本方針】

男女が生涯にわたって健康な生活を送る上で、性差や年齢によって異なる健康上の問題があることから、ライフステージや性差に応じた適切な健康の保持増進に努めます。

特に、女性は男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意し、支援の充実や、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」に関する周知を行い、理解を推進します。

【具体的な施策】

性差等を踏まえた健康の保持・増進

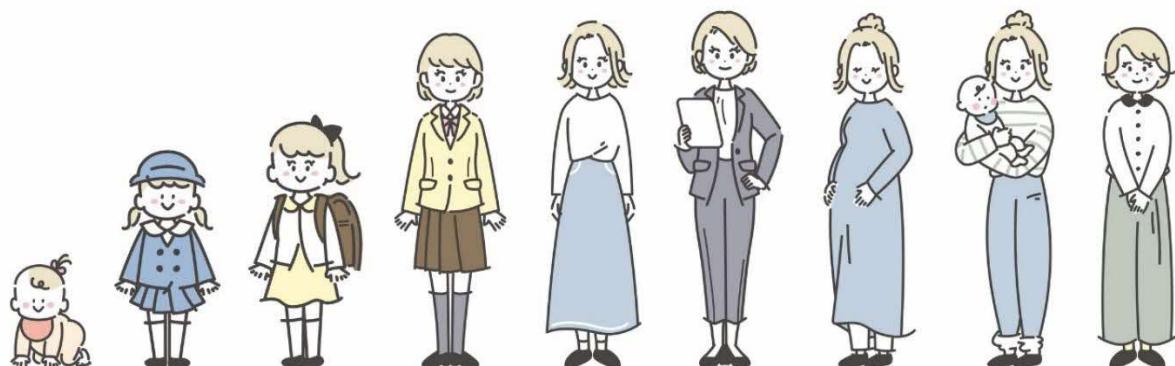
- 性差・年代に応じた健康教育、健康相談、各種健診（検査）、医療等の充実を図り、ヘルスリテラシーの向上、心身の健康の保持・増進に努めます。
- 女性の思春期、妊娠・出産期、高齢期等の各段階に応じた健康の保持・増進のための支援に努めます。
- 男性の肥満・喫煙・飲酒等の健康指数や、長時間労働等に対する健康づくり支援を行います。

■関連部署：保健福祉課

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての知識の普及

- 性と生殖に関する健康と権利に関する正しい知識を広く社会に普及するため、情報を提供し知識の普及を推進します。

■関連部署：保健福祉課



施策2 誰もが安心して暮らせる生活環境の整備

【施策の基本方針】

相談や支援等の充実に努め、複合的に困難な状況に置かれている人なども含めあらゆる人が家庭や地域で安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

【具体的な施策】

誰もが安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者、障がい者、子どもや子育て家庭など、不利な状況に置かれやすい人への支援策や、様々なライフステージに合わせた相談支援を充実し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう取り組みます。

■関連部署：保健福祉課

就労の支援

- 経済的に困窮している人への支援として、ハローワーク等と連携し、就労支援制度や求人情報を提供します。
- ライフステージごとの就業ニーズに応じた職業訓練や就労相談を実施します。

■関連部署：関係各課

医療・介護保険サービス、障害福祉サービスの充実

- 高齢者や障がいのある人が安心して生活できるように、医療・介護保険サービス、障害福祉サービス等の充実を図ります。

■関連部署：保健福祉課

誰もが安全に利用できる施設の整備の推進

- 高齢者、障がい者、妊婦などあらゆる人が、自分の意思で自立して活動し、地域に積極的に参加できるように、公共空間でのバリアフリー、ユニバーサルデザインを推進します。

■関連部署：関係各課

重点目標4 女性が活躍し男女が共に働きやすい環境づくり

現状と課題

全国的に結婚後も仕事を続ける女性が増加し、女性が結婚や出産を機に離職し、育児が落ち着いた時期に再び就職するいわゆるM字カーブは解消されつつあります。しかし、その就業内容をみると、正規雇用労働者の比率が20代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」が新たな課題となっています。この原因は、一度は正規雇用で働くも、結婚、出産後に、育児等との両立のために非正規雇用を選択する女性が多く存在することだと考えられます。

非正規雇用は、勤務時間等の融通が利きやすく多様な働き方の中で重要な選択肢である一方で、長期的なキャリア形成や能力の発揮の阻害、正規雇用との待遇差があることから、女性の貧困や男女間格差の一因になっているという指摘もあります。

働き方が多様化する中で、各人がそれぞれの働き方を選択する際に、その能力を十分に発揮できるようにすることが重要であることから、多様な働き方をより安心して選択できる環境の整備が求められています。

本村では、国勢調査（P.12 参照）から、女性の就業率が高く、共働き世帯が一般化しています。就業上の地位（P.14 参照）については、本村は正規の職員・従業員で働く人の割合が、男女ともに国・熊本県と比較しても高く、特に女性は国と比べて9.8ポイント高くなっています。

しかし、性別で比較すると正規の職員・従業員で働く人の割合が、男性は82.5%であるのに対し女性は57.8%、派遣社員・パート・アルバイト等で男性が17.5%であるのに対し女性が42.2%と、男性よりも不安定な形態で就労している女性が多いことが伺えます。

働きやすい就業環境の整備や、女性が希望に応じて正規雇用を選択できるよう支援を行うことで、女性の活躍推進や男女が仕事と家庭・地域生活を両立できる環境づくりが重要です。

また、村内には農林水産業の従事者が多く、その働き方改革及び男女共同参画の推進のためには、働きやすい環境づくりや加工・販売など女性の活躍の場の創出など、現状に即した取組が重要となります。

この度、相良村男女共同参画計画（第3次）を策定するにあたり、この「重点目標4 女性が活躍し男女が共に働きやすい環境づくり」を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付け、本村の就業環境やニーズを踏まえ、男女が共にその個性や能力を十分に発揮できる働きやすい環境づくりや、職業生活の負担軽減、家庭・地域生活支援など、ワーク・ライフ・バランスの促進のための取組を進めています。

施策1 女性の活躍を支える環境の整備

【施策の基本方針】

女性が、人生の各段階に応じて希望する働き方が選択・実現できるように、キャリア教育の推進や、女性が活躍しやすい環境の整備に努めます。

【具体的な施策】

多様な保育サービスの充実

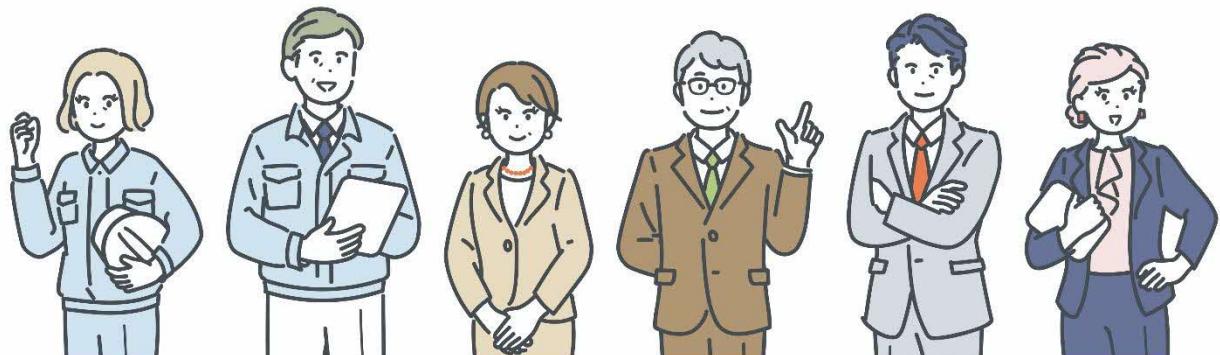
- 就労形態等の変化による多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実と、子育て支援に関する情報提供を行います。

■関連部署：保健福祉課

キャリア教育の推進【再掲載】

- 固定的性別役割分担意識にとらわれず、主体的な進路や職業を選択できる能力・態度を身につけることができるようなキャリア教育を推進します。

■関連部署：教育委員会



施策2 仕事と家庭・地域生活の両立支援

【施策の基本方針】

一人ひとりが自分にあった働き方を選択でき、男女が共に働き続けるために、子育て支援及び介護サービスの充実等の施策を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。

【具体的な施策】

仕事と家庭の両立に向けた広報・啓発

- 男女がともに人生のライフステージに応じた多様な働き方や生き方を選択できるよう、広報や様々な機会を通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及、介護休業の利用促進、両立支援制度が利用しやすい職場環境づくりに向けた啓発を行います。

■関連部署：企画商工課 保健福祉課

男性の家事・育児・介護等への積極的な参加の促進【再掲載】

- 長時間労働の見直しや育児・介護休業の利用に関する周知・啓発を行い、男性の家庭参画を促進します。両親学級への両親での参加を奨励し、父親の育児等への積極的な参加を促進します。

■関連部署：企画商工課 保健福祉課

長時間労働のはじめや年次有給休暇の取得促進、両立支援に向けた意識啓発

- 長時間労働のはじめや年次有給休暇取得促進等をはじめとする働き方改革を推進するため、事業所や経営者等への意識啓発を行い、ライフステージに応じて、男女がともに希望に応じて仕事と家庭生活を両立することを可能にするための取組を推進します。

■関連部署：企画商工課

両立支援に関する各種支援制度の情報提供

- 多様な働き方を選択できるように、仕事と育児・介護や地域生活の両立を支援する制度についての情報提供を行います。

■関連部署：企画商工課 保健福祉課

施策3 働く場における男女共同参画の推進

【施策の基本方針】

働き方改革関連施策など、村内の労働環境の改善に向けた取組を行います。また、女性の新たな活躍の場の創出に努め、女性が活躍する機会の確保と、村産業の活性化を図ります。

また、本村の主要な産業である農林水産業においても、就労環境の改善を促進し、多くの人が活躍できる農林水産業の構築を図ります。

【具体的な施策】

雇用における男女の平均的な機会・待遇の確保に向けた広報・啓発

- 男女が性別に関わりなくその能力を十分に發揮できる就業環境の確保に向けて、広報や様々な機会を通じた男女雇用機会均等法の周知や、継続して働く就業条件・環境の整備、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止など、事業所や住民への周知・啓発を行います。

■関連部署：企画商工課

農業分野における男女共同参画の推進

- 農業分野において、労働時間や報酬などの就業条件や出産・育児休業に関する項目等を定めた家族経営協定の締結を促進し、働きやすい就業環境の整備を推進します。
- 農家経営に関する話し合いへの農家世帯員全員の参加等を促進し、男女がともに経営に携わる農家への転換を推進します。

■関連部署：農林振興課 企画商工課

女性の新たな活躍の場の創出

- 加工の場における人材育成や女性による特產品開発など、女性が積極的に活動する機会をつくり、新たな活躍の場の創出につなげます。

■関連部署：農林振興課 企画商工課

重点目標5 男女におけるあらゆる暴力の根絶

現状と課題

配偶者等や恋人など親密な関係にある者、またはかつてそうした関係にあった者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス以下「DV」）は、長い間、家庭内の問題、当事者の問題と見られてきました。しかし、これらの形態は幅広く、殴ったり蹴ったりするなど、直接物理的に力を行使する身体的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要したり避妊に協力しないなどの性的暴力、大声でどなったり、実家や友人との交流を制限したり、生活費を渡さなかったり、何を言っても無視するなどの精神的暴力などがあげられます。また、複合的に暴力被害が起こることもあります。

これらの行為は当事者間だけでの解決は難しく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識、暴力を容認する風潮など、社会的な問題が潜んでいます。

このことから、男女共同参画を推進し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、DVを社会的な問題ととらえ、DVの防止と被害者の保護・支援に取り組むことが必要です。

本村では、平成18年10月に「相良村要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」を設置し、平成24年2月の相良村男女共同参画計画の策定時に、「相良村DV防止対策計画」についても一体的に策定を行い、DV防止に向けた取組を推進しており、村外との連携体制を構築しています。

村民意識調査結果から、DVになりうる様々な行為（P.37 参照）について、それがDVになりうると認識している人の割合は、すべての行為で熊本県よりも低くなっています。また、DVの被害経験（P.40 参照）について、被害経験がある人の割合を熊本県と比較すると、3.1ポイント低くなっています。しかし、DVとなりうる行為に対する認識が低いこととあわせて、DV被害者の側もその行為がDVであると認識していない可能性があることから、どういった行為がDVとなりうるのかについての周知・啓発も求められます。

DVに関する相談機関（P.38 参照）について、どういった相談機関があるのか1つも知らない人が13.5%存在していることや、悩みを相談できる窓口に配慮してほしいこと（P.39 参照）について、男女ともに「いつでも、匿名で相談できること」や、「相談が無料でできること」も重視しており、精神的、経済的な面でも安心して相談できる窓口づくりやその周知が求められます。

本村におけるDVや多様化・複合化した課題に対応するため、「重点目標5 男女におけるあらゆる暴力の根絶」を、DV防止法に基づく「市町村DV基本計画」及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）に基づく「市町村基本計画」として位置づけ、DV根絶に向けた施策、困難を抱えた女性への相談支援体制施策を総合的に推進し、暴力の根絶と一人ひとりの人権が尊重される村づくりを目指します。

施策1 暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進

【施策の基本方針】

パートナー間における暴力は、人権を踏みにじるものであり決して許されるものではなく、社会的な問題であるという認識を広く浸透させるための周知啓発に努め、暴力を容認する風潮の根絶を推進します。

【具体的な施策】

暴力の根絶に向けた意識啓発

- 広報や様々な機会を通じ、DV、性犯罪、人身取引、セクシャル・ハラスメントなどの女性の人権を著しく侵害する暴力根絶に向けた啓発を行います。
- どういったケースがDVにあたるかなど配偶者等からの暴力についての正しい情報や、支援策・相談窓口等に関する周知を行い、認識がないまま暴力の被害者・加害者となることを防ぎます。

■関連部署：保健福祉課 企画商工課

「人権週間」の周知

- 広報「さがら」などを活用して、毎年12月4日～12月10日の「人権週間」の周知を行います。

■関連部署：保健福祉課

学校等での年齢に応じたDV等の未然防止のための啓発と教育の実施

- 学校等の教育の場で、DVやデートDVの防止に向けて、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会の提供を図ります。

■関連部署：教育委員会

地域における家庭への働きかけ

- 配偶者等からの暴力発生及び、潜在化を未然に防ぐため、地域社会から孤立しやすい家庭に対して、日常的な声かけや地域活動への参加の誘い等、孤立化を防ぐ働きかけを行います。

■関連部署：保健福祉課

施策2 相談・支援体制の充実

【施策の基本方針】

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることから、被害者の早期発見、早期対応につなげるために、相談窓口の充実と周知に努めるとともに、広域的な連携も含め被害者の保護と自立支援の体制を充実させ、複合的に困難な状況に置かれている人なども含めあらゆる人が家庭や地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【具体的な施策】

相談窓口の周知・相談対応の充実

- 相談の必要がある人が適切に相談できるように、公的窓口の周知広報を行います。相談があった場合には、関係機関と連携し、適切かつ丁寧に対応します。
- 関係機関等が実施する研修への参加を促進し、相談対応職員の能力向上を図ります。

■関連部署：保健福祉課 総務課

早期発見のための取組の強化

- 関係機関と連携して、DVや虐待等の暴力被害者の早期発見、安全確保を図ります。
- 行政のみではDV等被害者の把握が困難であることから、関係機関との連携を強化し、事案の早期発見と緊急時の被害者の安全確保を行います。

■関連部署：保健福祉課

自立に向けた支援

- 自立に向けた支援として、経済的に困窮している被害者に対する生活保護等の援護制度の活用による支援や住居の確保が困難な被害者の公営住宅等への優先的な入居、ハローワークと連携した職業相談・指導、求人情報の提供など、被害者の状況とニーズに応じて各種支援を行います。

■関連部署：保健福祉課 関係各課

各機関における個人情報の適切な管理と守秘義務の徹底

- 被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され安全な生活が確保されるように、住民基本台帳の閲覧制限などDV被害者に関する情報管理を徹底します。
- DV被害者の情報保護システムを維持するとともに保護対象者に関する事務作業時の対応等の周知を行い、個人情報の適正な管理を行います。
- 医療機関など各関係機関における被害者の個人情報の保護や、教育委員会及び学校において転校先や居住地等の情報の保護を徹底します。

■関連部署：保健福祉課 教育委員会

関係機関・団体との連携等による支援体制整備

- 被害者の相談に総合的に対応するとともに、DVや困難な問題を抱える女性の早期発見と状況に応じた保護・自立支援等の措置を行うため、関係機関・団体等の連携強化を図ります。

■関連部署：保健福祉課

誰もが安心して暮らせる環境の整備【再掲載】

- 高齢者、障がい者、子どもや子育て家庭など、不利な状況に置かれやすい人への支援策や、様々なライフステージの合わせた相談支援を充実し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう取り組みます。

■関連部署：保健福祉課

第5章 計画の数値目標

本計画を実行性のあるものとするため、数値目標を設定し、進捗管理を行います。

項目	現状（令和7年度）	目標（令和12年度）
重点目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり		
男女共同参画が「実現している」と思う 村民の割合 (出典：アンケート調査結果)	46.0%	70.0%
相良村全体で男女の地位が 「平等になっている」と思う村民の割合 (出典：アンケート調査結果)	28.7%	50.0%
男女共同参画に係る研修会の実施回数	年0回	年2回
重点目標2 男女が共に参画する社会づくり		
女性公務員の課長職相当の登用割合 (出典：相良村特定事業主行動計画の設定目標)	22.2%	25.0%
委員会等の女性委員の登用割合	30.4%	50.0%
審議会等の女性委員の登用割合	10.4%	20.0%
自治会長における女性の登用人数	1人	3人
重点目標3 健康で安心して暮らせるむらづくり		
固定的性別役割分担意識に 同感しない村民の割合 (出典：アンケート調査結果)	77.7%	90.0%
重点目標4 女性が活躍し男女が共に働きやすい環境づくり【女性活躍】		
家族経営協定締結農家戸数	23戸	30戸
重点目標5 男女におけるあらゆる暴力の根絶【DV 防止】【困難】		
DVに関する相談機関を「1つも知らない」と答えた人の割合 (出典：アンケート調査結果)	13.5%	5.0%

第6章 計画の推進体制

1. 推進体制

(1) 庁舎内の体制

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は広範多岐にわたっているとともに、職員自身の意識向上も求められます。

計画の推進にあたっては、本計画の施策は幅広い分野にまたがっていることから、関係各課の連携を密にし、全庁的に本計画の推進に取り組みます。

また、役場のすべての職員が男女共同参画社会についての理解を深め、その実現を目指すという共通認識を持ち率先して行動できるように、意識啓発や情報共有に積極的に取り組みます。

(2) 村内の推進体制

本計画の推進と男女共同参画社会の実現のためには、村行政が直接取り組む施策だけではなく、村民が男女共同参画の意義を深く理解し、住民、学校等、関係団体・機関、事業所等がそれぞれの立場で主体的な取組を展開することが必要となります。そのため、相良村男女共同参画社会推進懇話会をはじめとする村内の各種団体等と連携・協働し、村内のあらゆる場面での男女共同参画の推進に取り組みます。

2. 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものとするため、計画の進捗に関して施策の達成状況を毎年調査・点検し、相良村男女共同参画社会推進懇話会にて報告を行います。

また、計画の最終年度である令和12年度には、社会情勢の変化等を踏まえ必要な見直しを行い、相良村における男女共同参画のさらなる推進を図ります。